

令和5年度 第1回 福岡市地域公共交通会議

日 時：令和5年4月20日（木）13時30分～
会 場：エルガーラホール 7階 会議室1

会 議 次 第

1 開 会

2 議 題

- 1) アイランドシティにおけるオンデマンドバスの実証運行について
- 2) 壱岐南地区におけるオンデマンドバスの実証運行について
- 3) オンデマンド交通社会実験（エリア③中央区・城南区）の運行計画案について
- 4) オンデマンド交通社会実験（エリア①・②）の取組状況について
- 5) 令和4年度賀茂藤崎線の割引等について
- 6) 板屋脇山線乗合タクシーのダイヤ改正について

3 閉 会

令和5年度 福岡市地域公共交通会議 委員等名簿

五十音順

所 属	氏 名	備考
福岡市自治協議会等7区会長会 代表	いしばし ゆういち 石橋 雄一	
九州運輸局 福岡運輸支局長	つたえ かつひろ 傳 勝博	
一般社団法人 福岡市タクシー協会 専務理事	とみはら たけし 富原 毅	
一般社団法人 福岡県バス協会 専務理事	なかがわら たつや 中川原 達也	
福岡市七区男女共同参画協議会 代表	にし とくよ 西 十九代	
西日本鉄道株式会社 執行役員 自動車事業本部副本部長 兼 計画部長	ひがし きんや 東 欣哉	
西日本鉄道労働組合 自動車対策部長	むちま たかゆき 鞭馬 隆行	
安川タクシー株式会社 代表取締役	やすかわ てつじ 安川 哲史	
福岡市 住宅都市局 都市計画部長	まつおか あつし 松岡 淳	会長

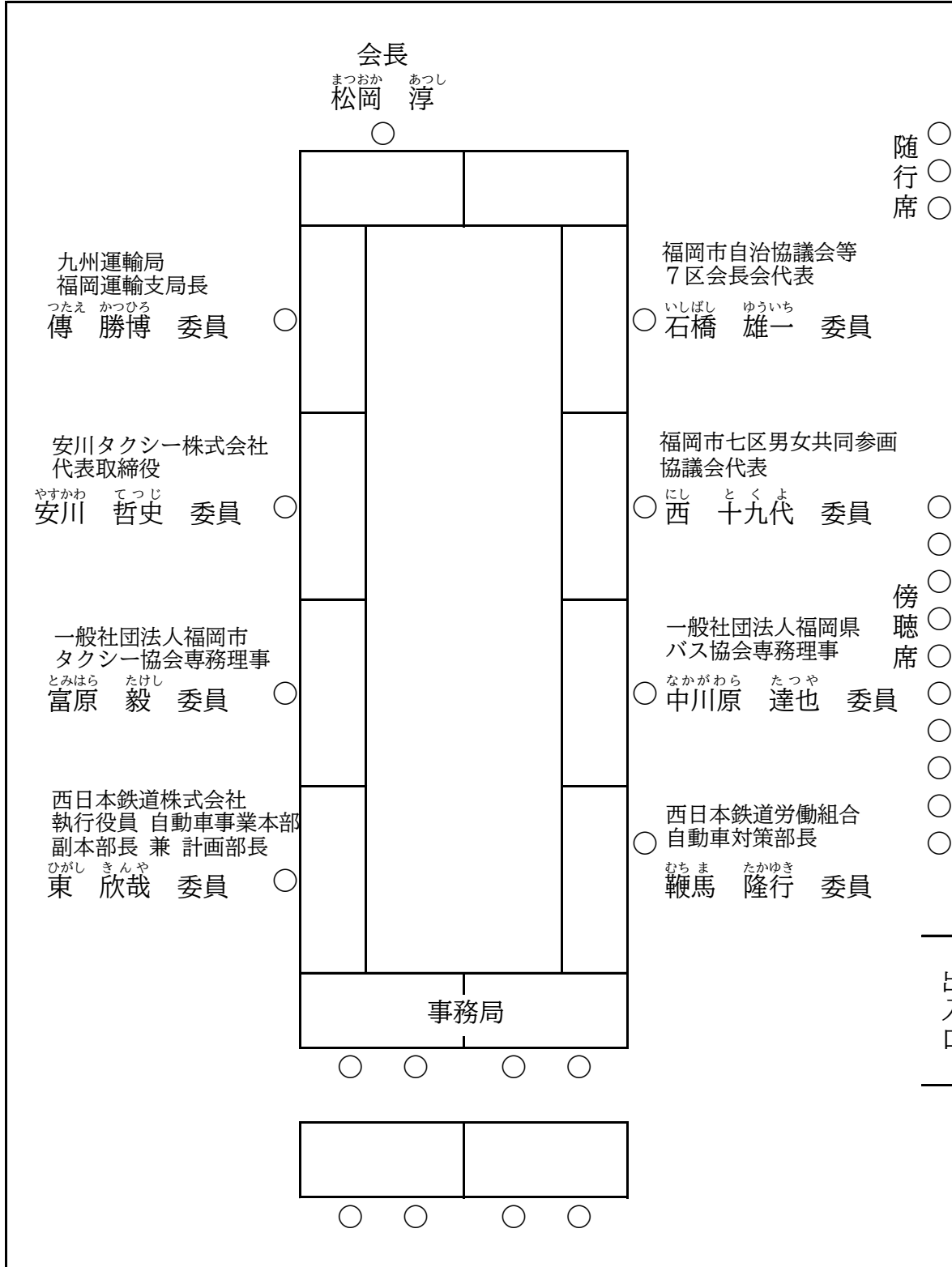
事務局

所 属	氏 名	備考
福岡市 住宅都市局 都市計画部 交通計画課長	ささき りゅうじ 佐々木 竜次	
福岡市 住宅都市局 都市計画部 交通計画課 公共交通支援係長	つつい しゅんぺい 筒井 峻平	
福岡市 住宅都市局 都市計画部 交通計画課 生活交通推進担当主査	なかむら よしひで 中村 嘉秀	

令和5年度 第1回 福岡市地域公共交通会議 座席表

日時：令和5年4月20日（木）13時30分から

会場：エルガーラホール 7階 会議室 1



今回の議題の位置づけについて

今回の福岡市地域公共交通会議では、道路運送法に基づく協議及び、条例に基づく生活交通の確保のための施策に関する協議を行う。

■道路運送法（抜粋）

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第九条第四項 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者が当該運送に係る運賃等について合意しているときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

■道路運送法施行規則（抜粋）

（法第九条第四項の合意しているとき）

第九条の二 法第九条第四項の合意しているときとは、同項の届出に係る運賃等について地域公共交通会議（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般乗合旅客自動車運送事業及び第四十九条第一号に規定する市町村運営有償運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ。）又は協議会において協議が調っているときとする。

（地域公共交通会議の構成員）

第九条の三 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

- 一 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長
 - 二 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
 - 三 住民又は旅客
 - 四 地方運輸局長
 - 五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- 2 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- 一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は第四十九条第一号に規定する市町村運営有償運送について協議を行う場合には、次に掲げる者
 - イ 道路管理者
 - ロ 都道府県警察
 - 二 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

■地域公共交通会議の目的「地域公共交通会議の設置及び運用に関するガイドライン」（抜粋）

「地域公共交通会議」は、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項、市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項、その他これらに関し必要となる事項を協議するため設置するものとし、地域の需要に即した乗合運送サービスが提供されることにより地域住民の交通利便の確保・向上に寄与するよう努めるものとする。

■公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例（抜粋）

第3章 福岡市地域公共交通会議

第12条 この条例の適正な運用を図るため、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。

2 交通会議は、次に掲げる事項について、調査、協議及び関係者の意見の調整の事務を行う。

(1) 生活交通の在り方に関する事項

(2) 特別対策区域に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、市民の生活交通の確保に関し市長が必要と認める事項

3 交通会議は、道路運送法に基づく地域公共交通会議を兼ねるものとし、前項の事務のほか、同法に定められた協議を行う。

4 交通会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

議題4

議題
2・3・5・6

議題1

■福岡市地域公共交通会議規則（抜粋）

第9条 この規則に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

○福岡市地域公共交通会議規則

平成22年12月27日

規則第135号

改正 平成24年8月16日規則第112号

平成26年3月31日規則第89号

平成28年3月28日規則第43号

(趣旨)

第1条 この規則は、公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例（平成22年福岡市条例第25号。以下「条例」という。）第12条第4項の規定に基づき、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(交通会議の組織)

第2条 交通会議は、会長及び委員19人以内で組織する。

(会長)

第3条 会長は、住宅都市局都市計画部長をもってこれに充てる。

2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員)

第4条 委員は、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の3に規定するところにより、市長が任命する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたとき等は、委員の職を失うものとする。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 前条の規定による委員のほか、特別の事項について調査、協議及び関係者の意見の調整の事務（以下「調査等の事務」という。）を行うため必要があるときは、交通会議に臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項についての調査等の事務が終了したときは、解任されるものとする。

(交通会議の運営)

第6条 交通会議の会議は、条例第9条第2項の規定により、市長が交通会議の意見を聴くときその他会長が必要と認めるときに、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となり、議事を司会する。

3 交通会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 交通会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会)

第7条 会長が必要と認めるときは、道路運送法（昭和26年法律第183号）に定められた協議を行うため

交通会議に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の委員は、次に掲げる者のうちから会長が選任する。

- (1) 本市の住民
- (2) 関係事業者の職員
- (3) 本市の職員
- (4) その他幹事会の運営上必要と認められる者

(交通会議の庶務)

第8条 交通会議の庶務は、住宅都市局都市計画部交通計画課において処理する。

(平成24規則112・平成26規則89・平成28規則43・一部改正)

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成22年12月28日から施行する。

附 則 (平成24年 8月16日規則第112号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年 3月31日規則第89号)

この規則は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則 (平成28年 3月28日規則第43号)

この規則は、平成28年 4月 1日から施行する。

福岡市地域公共交通会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市地域公共交通会議規則（平成22年福岡市規則第135号。以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の開催手続)

第2条 会長は、規則第6条に規定する交通会議の会議を開催しようとする場合は、会議の日時、場所、案件等をあらかじめ、委員及び当該議事に関係のある臨時委員に対して通知するものとする。

(委員の代理)

第3条 交通会議の会議における委員及び臨時委員の代理は、これを認めない。ただし、道路運送法施行規則第9条の3第4号に規定する委員にあっては、会長の許可を得て、当該委員が委任する当該機関の職員をもって代理させることができる。

(会議の議事進行)

第4条 福岡市地域公共交通会議規則第6条第2項に規定する議長（以下「議長」という。）は、交通会議の会議を主宰し、議事を進行する。

- 2 議長は、議事について、必要に応じて市の関係職員等に説明及び資料の提出を求めることができる。
- 3 議長は、会議の秩序を維持するために必要な指示を出すことができる。

(傍聴の取扱)

第5条 交通会議の会議は、原則公開とし、傍聴することができる。ただし、議長は、必要があると判断したときは、会議に諮って傍聴を認めないとするすることができる。

- 2 傍聴人は、静穏に傍聴する等、傍聴中は議長の指示に従わなければならない。
- 3 議長は、会議における議事の進行及び秩序維持のために必要があり、かつ、傍聴人が前項の指示に従わないときは、退室を求めることができる。

(会議録)

第6条 会長は、交通会議の会議録を作成し、住宅都市局にて保管させるものとする。

- 2 会議録は、交通会議における議事の内容を文書により記録する。
- 3 会議録は、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）第7条の各号にある非公開情報の部分を除き公開するものとする。

(書面開催)

第7条 次に掲げる事項について、会長は、必要と認めるときに、書面により委員の賛否を求め、その結果をもって交通会議の議決に代えることができる。

- (1) 運行時刻の変更

- (2) 運行回数を増加する変更
 - (3) 停留所の新設並びに位置又は名称の変更
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が軽微な事案又は緊急の決定を要する事案と判断したもの
- 2 前項に規定する場合においては、第3条の規定にかかわらず、委員及び臨時委員の代理は、これを認めない。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数からの書面による回答が得られなければ、交通会議の議決とすることができない。
 - 4 規則第6条第4項の規定は、第1項の議決について準用する。この場合において、規則第6条第4項中「出席した」とあるのは「書面により回答した」と、「議長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。
 - 5 第1項に規定する議決をおこなった場合、会長はその結果を書面により速やかに委員及び当該議事に関係のある臨時委員に報告するとともに、次回の会議において報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成23年 3月22日から施行する。

この要綱は、平成25年 7月 4日から施行する。

この要綱は、令和4年 9月20日から施行する。

アイランドシティにおけるオンデマンドバスの実証運行について

1. 趣旨

アイランドシティにおけるオンデマンドバスの実証運行については、平成30年度第4回福岡市地域公共交通会議の議決を経て、平成31年4月25日より運行開始しており、公共交通の利便性向上に資することから、実証運行期間の延長について会議に諮るもの。

2. 路線概要

- (1) 運行事業者 西日本鉄道株式会社
- (2) 運行の態様 区域運行（道路運送法施行規則第3条の3 第3号）
- (3) 営業の区域

アイランドシティ地区（東区香椎照葉1～7丁目、みなと香椎1～3丁目）、イオンモール香椎浜（東区香椎浜3丁目）

- (4) 運行の区域

アイランドシティ地区（東区香椎照葉1～7丁目、みなと香椎1～3丁目）、イオンモール香椎浜（東区香椎浜3丁目）～御幸町バス停付近（千早6丁目）、千早駅（千早4丁目）

- (5) 利用種別

- 営業の区域内 ⇔ 営業の区域内：利用可（○）
- 営業の区域内 ⇔ 営業の区域外：利用可（○）
- 営業の区域外 ⇔ 営業の区域外：利用不可（×）



- (6) 運行形態

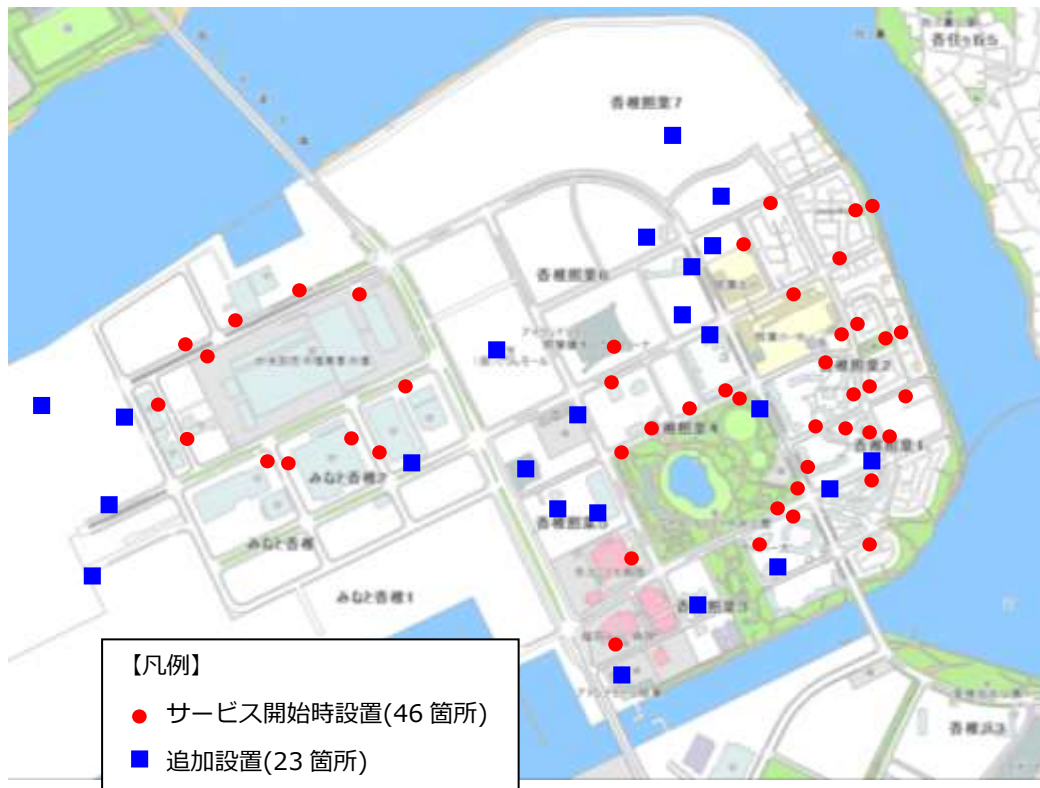
予約のあるミーティングポイント及び乗降場所間を効率的に運行

(7) 運行経路

予約に基づきシステムが自動生成した経路を運行

(8) ミーティングポイント及び乗降場所

○アイランドシティ地区内（ミーティングポイント） <R5.4.1現在>



※ミーティングポイントの設置については、今後、事業者にて関係者と協議が整い次第、随時変更追加予定。結果について、事務局より地域公共交通会議にて報告する。

○アイランドシティ地区外（乗降場所）

<R5.4.1現在>



※参考として、ミーティングポイント設置状況を13ページ【参考①】に記す。

(9) 運行車両

使用車両：ワンボックス車両(乗車定員(運転手除く)9名) 5台

※需要を踏まえ、時間帯別に運行車両台数は変動予定

※折りたたみ式車いすでの乗車は可

利用者が一般タクシーと区別できるように車体にサービス名称を明示



(10) 運行時間

運行時間帯 : 平日・土曜日 6:00~22:00 頃

日祝日 7:30~21:00 頃

※いずれも予約時間内に受け付けた運送の完了まで

運行間隔 : 「アイランドシティ地区⇒地区外⇒地区内」を1便と仮定し、
1時間当たり2便~10便(1台あたり2便/時間)

※運行時間帯を変更する場合は、事業者にて関係者と協議のうえ、必要な手続きを行うことも出来るものとする。その場合、結果について事務局より地域公共交通会議にて報告する。

※参考として、予約方法を13ページ【参考②】に記す。

(11) 運賃

種類		額および適用方法			
		アイランドシティ 地区内	アイランドシティ ～ イオンモール香椎浜	アイランドシティ ～千早駅 (御幸町)	イオンモール香椎浜 ～ 千早駅(御幸町)
運賃	大人 12歳以上(中学生以上)	200円	300円	400円	300円
	小児 6歳以上12歳未満(小学生)	100円	150円	200円	150円
	幼児 1歳以上6歳未満 (未就学児)	無料 旅客1名につき2名迄 単独乗車は100円	無料 旅客1名につき2名迄 単独乗車は150円	無料 旅客1名につき2名迄 単独乗車は200円	無料 旅客1名につき2名迄 単独乗車は150円
	障がい者	100円	150円	200円	150円
決済 手段	現金	乗車時			
	交通系ICカード (nimoca・福岡市交通用福祉ICカード等)	乗車時			
	クレジットカード	スマホアプリ上			

※西鉄バスの各種乗車券及び定期券は利用不可。

(12) 割引等

割引の種類	概要	クーポン額& 付与ポイント	適用開始時期
アプリ初回ダウンロード特典	会員1名につき1回、クーポンコードを発行	400円分	サービス開始時 平成31年4月25日 より運用
多頻度割引	1か月間で3,000円ご利用いただく毎に、 クーポンコードを発行	300円分	
乗継ポイント	オンデマンドバスと路線バスの乗継利用者で 登録記名式ニモカカードにポイントを付与 ※オンデマンドバスはクレジットカードorニモ カ、路線バスはニモカ決済の場合に限る	50ポイント ※小児・幼児・ 障がい者割引 運賃適用者は 25ポイント	
e定期	アプリ上で使える電子定期券(1か月)を アプリ上で発行(本人限り有効) ・大人1ヶ月16,200円(税込) ・小人・障がい者1ヶ月8,100円(税込) ※本券利用時は多頻度割引の適用無し		令和元年11月1日 より販売・運用開始
eチケット	アプリ上で使える電子乗車券をアプリ上で 5,000円(税込)で発行 ※本券利用時は多頻度割引の適用無し	ボーナスクー ポン600円 分付与	令和元年11月1日 より販売・運用開始
	アプリ上で使える電子乗車券をアプリ上で 2,000円(税込)で発行 ※本券利用時は多頻度割引の適用無し	ボーナスクー ポン200円 分付与	令和3年7月5日 より販売・運用開始
1乗車100円	イベントに合わせ1乗車100円(誰でも可)	—	令和4年11月12日 ※毎年度2回程度予定

※割引の種類・適用期間・適用額については、事業者にて関係者と協議のうえ、必要な手続きを行い実施する。結果について、事務局より地域公共交通会議にて報告する。

(13) 運行期間 ※今回変更箇所

旧（現行）	平成31年4月25日から令和5年4月24日まで
新（変更）	平成31年4月25日から <u>令和6年3月31日</u> まで

3. 議決事項

実証運行期間の延長 第5期:令和 5年4月25日～令和6年3月31日(約1年間)

第4期：令和 4年4月25日～令和5年4月24日（1年間）
（令和3年度 第4回 福岡市地域公共交通会議 議決）

第3期：令和 3年4月25日～令和4年4月24日（1年間）
（令和2年度 第2回 福岡市地域公共交通会議 議決）

第2期：令和 2年4月25日～令和3年4月24日（1年間）
（令和元年度 第3回 福岡市地域公共交通会議 議決）

第1期：平成31年4月25日～令和2年4月24日（1年間）
（平成30年度 第4回 福岡市地域公共交通会議 議決）

【参考①】ミーティングポイント設置状況

①公道上貼り付け型



②私有地内置き型



③公道上標柱型



【参考②】予約方法

予約方法 : 事前に会員登録の上、アプリまたは電話で予約する。
予約・取消受付 : アプリ予約・電話予約（自動音声対応）は24時間、
いずれも2日前から受付。



スマホアプリ上で、
簡単に出発地/目的地を設定



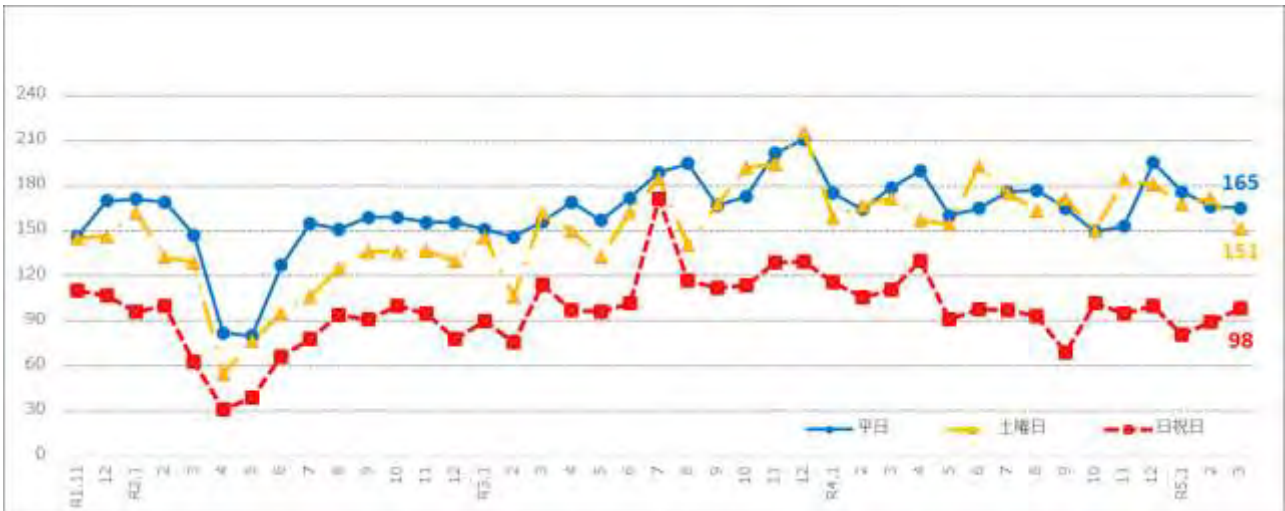
直ぐに最適な車両を配車。乗降ポイント、
車両情報、到着予想時刻等をご案内



自宅、職場等、日々の往来場所は事前
登録によりワンクリックで行き先指定可能

クレジットカードまたはnimocaによる
キャッシュレス決済

【参考③】 1日あたりの曜日別利用者数推移（令和元年1月～令和5年3月）



【参考④】 アイランドシティ地区周辺の路線バス

〈R5.4.1 現在〉



吉岐南地区におけるオンデマンドバスの実証運行について

1. 趣旨

吉岐南地区におけるオンデマンドバスの実証運行については、令和元年度第4回福岡市地域公共交通会議における議決を経て、令和2年6月1日より開始しており、公共交通の利便性向上に資することから、実証運行期間の延長について会議に諮るもの。

2. 路線概要

- (1) 運行事業者 西日本鉄道株式会社
- (2) 運行の態様 区域運行（道路運送法施行規則第3条の3 第3号）
- (3) 営業の区域

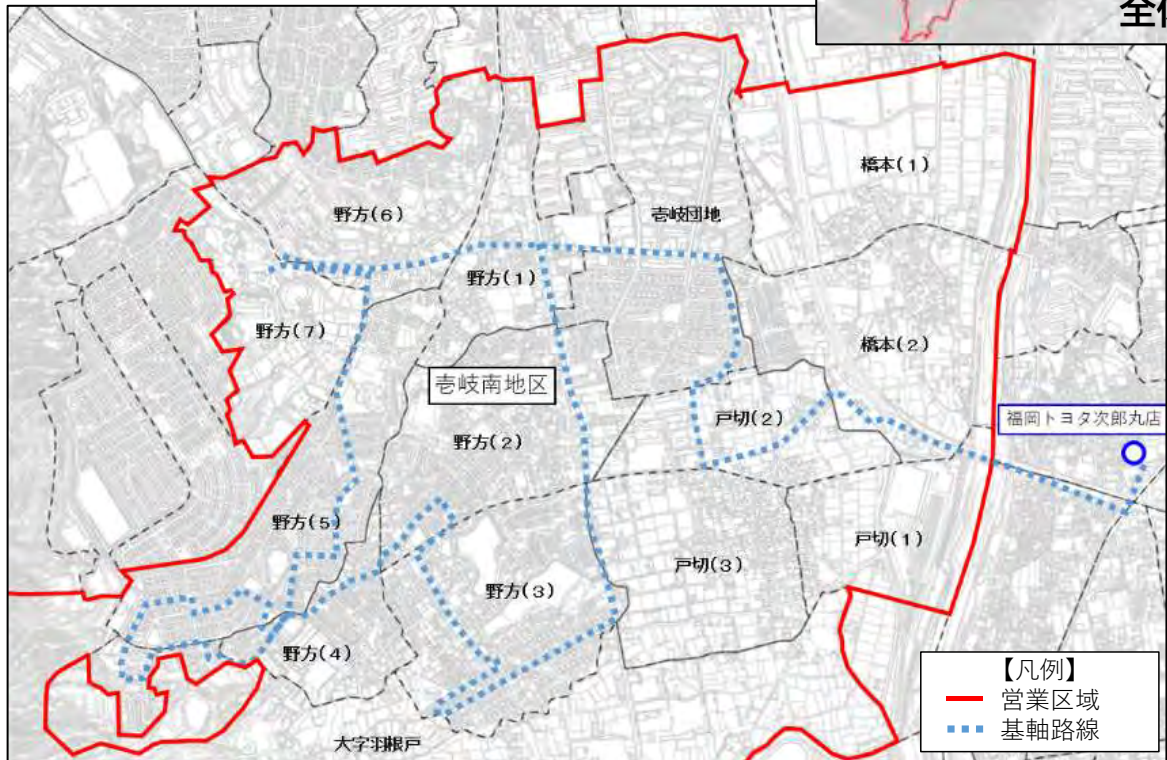
吉岐南地区（西区野方1～7丁目、吉岐団地、戸切1～3丁目、橋本1～2丁目、大字羽根戸）

- (4) 運行の区域

吉岐南地区（西区野方1～7丁目、吉岐団地、戸切1～3丁目、橋本1・2丁目、大字羽根戸）～福岡トヨタ次郎丸店（早良区次郎丸2丁目）

- (5) 利用種別

- 吉岐南地区内 ⇔ 吉岐南地区内：利用可 (○)
- 吉岐南地区内 ⇔ 吉岐南地区外：利用可 (○)
- 吉岐南地区外 ⇔ 吉岐南地区外：利用不可 (×)



- (6) 運行形態

予約のあるミーティングポイント及び乗降場所間を効率的に運行

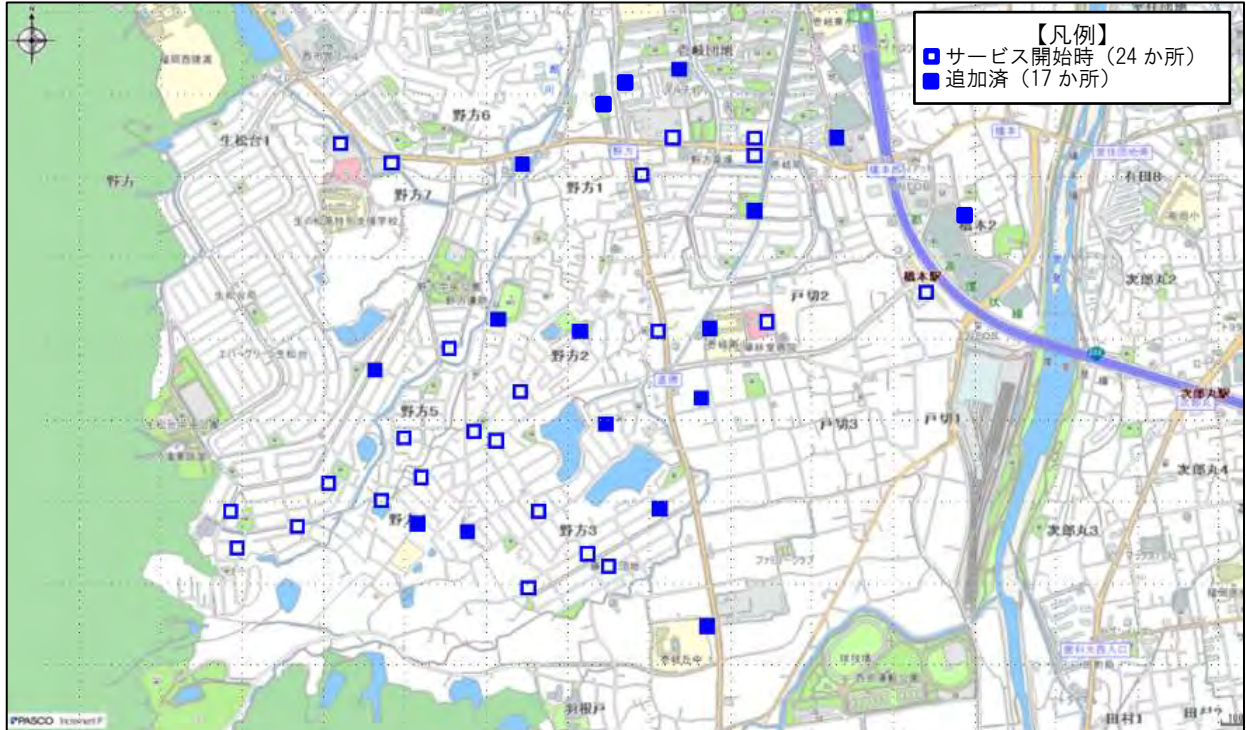
(7) 運行経路

予約に基づきシステムが自動生成した経路を運行

(8) ミーティングポイント及び乗降場所

○彦岐南地区内（ミーティングポイント：41 か所）

<令和5年4月1日現在>



※ミーティングポイントの設置については、今後、事業者にて関係者と協議が整い次第、随時変更追加予定。結果について、事務局より地域公共交通会議にて報告する。

○彦岐南地区外（乗降場所：1 か所）



(9) 運行車両

使用車両：ワンボックス車両（乗車（運転手除く）9名）1台（予備車両1台）

※乗車定員8名で運用

※折りたたみ式車いすでの乗車は可

※利用者が一般タクシーと区別できるように車体にサービス名称を明示

※予約が多い場合等、状況に応じて予備車両を活用



(10) 運行時間

運行時間帯：8:30～18:30 頃（以下予約時間内に受け付けた運送の完了まで）

（乗務員休憩時間：土日祝のみ 10:50～11:20、13:40～14:25、16:45～17:15）

運行間隔：「ミーティングポイント（乗降場所）⇒ミーティングポイント

（乗降場所）」を1便と仮定し、1時間当たり1便～6便

※参考として、予約方法を20ページ【参考①】に記す。

(11) 運賃

種類		額および適用方法
運賃	大人 12歳以上（中学生以上）	300円
	小児 6歳以上12歳未満（小学生）	150円
	幼児（未就学児） 1歳以上6歳未満	無料 旅客1名につき2名迄 単独乗車は150円
	障がい者	150円
決済手段	現金	乗車時
	交通系ICカード (nimoca・福岡市交通用福祉ICカード等)	乗車時
	クレジットカード	スマホアプリ上

※西鉄バスの各種乗車券及び定期券はご利用いただけません。

(12) 割引等

割引の種類	概要	クーポン額&付与ポイント	適用開始時期
アプリ初回ダウンロード特典	会員1名につき1回、クーポンコードを発行	400円分	サービス開始時 (令和2年6月1日)
多頻度割引	1か月間で3,000円ご利用いただく毎にクーポンコードを発行	300円分	
乗継ポイント	オンデマンドバスと路線バスの乗継利用者で登録記名式ニモカカードにポイント付与 ※オンデマンドバスはクレジットカードorニモカ、路線バスはニモカ決済の場合に限る	50ポイント ※小児・幼児・障がい者割引運賃適用者は25ポイント	
eチケット	アプリ上で使える電子乗車券をアプリ上で5,000円(税込)で発行 ※本券利用時は多頻度割引の適用無し	ボーナスクーポン600円分付与	
	アプリ上で使える電子乗車券をアプリ上で2,000円(税込)で発行 ※本件利用時は多頻度割引の適用無し	ボーナスクーポン200円分付与	令和3年7月5日より販売・運用開始

※割引の種類・適用期間・適用額については、事業者にて関係者と協議のうえ、必要な手続きを行い実施する。結果について、事務局より地域公共交通会議にて報告する。

※アプリ利用による付与。

(13) 運行期間 ※今回変更箇所

旧(現行)	令和2年6月1日から令和5年5月31日まで
新(変更)	令和2年6月1日から 令和6年5月31日 まで

3. 地域との協議状況

今回の議決事項について、地域、交通事業者、沿線施設、行政で構成される「壱岐南のるーと運行連絡会議」(令和5年4月10日開催)にて合意。

4. 議決事項

実証運行期間の延長 第4期：令和5年6月1日～令和6年5月31日(1年間)

第3期：令和4年6月1日～令和5年5月31日(1年間)
(令和4年度 第1回 福岡市地域公共交通会議 議決)
第2期：令和3年6月1日～令和4年5月31日(1年間)
(令和2年度 第3回 福岡市地域公共交通会議 議決)
第1期：令和2年6月1日～令和3年5月31日(1年間)
(平成元年度 第4回 福岡市地域公共交通会議 議決)

【参考①】予約方法

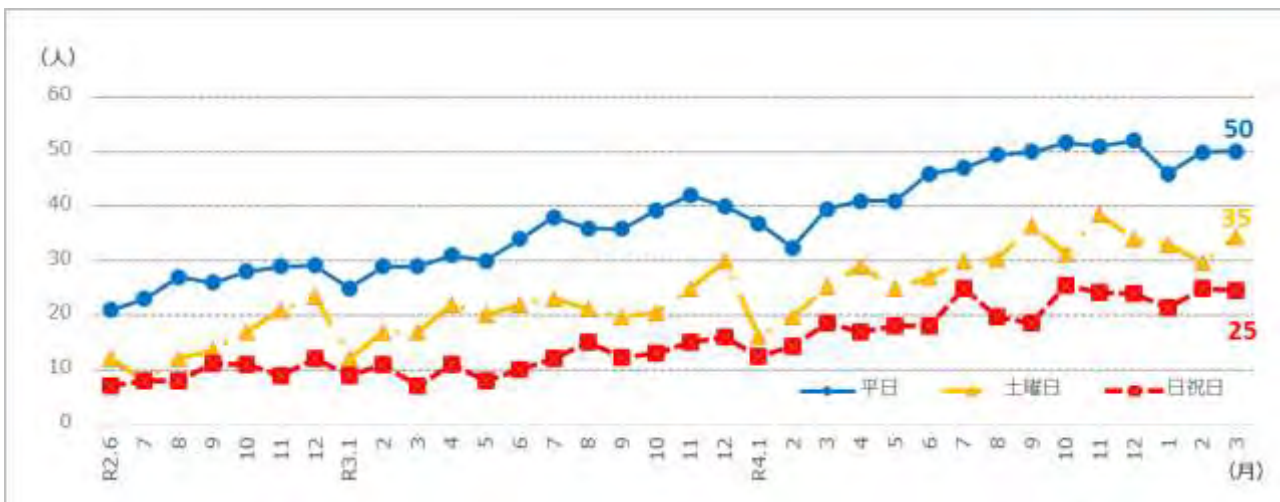
予約方法：事前に会員登録の上、専用アプリ、または電話で予約する。

予約・取消受付：専用アプリ予約は24時間、
電話予約は平土日祝 8:30~18:00
いずれも3日前から受付。



注) 表示はアイランドシティ

【参考②】1日あたりの曜日別利用者数推移（令和2年6月～令和5年3月）



【参考③】周辺バス路線の状況（西鉄バス路線図令和5年4月1日現在）



(西鉄HPより)

オンデマンド交通社会実験について

社会実験の趣旨等

◆ 社会実験の趣旨

- 高齢化の進展等に伴い、高台など公共交通が不便な地域の生活交通確保が課題
(高齢者の主な移動ニーズ(R1調査)：日中の買い物等の移動はあるが、頻度は週2～3回)
- 地域のニーズと交通手段をマッチングさせ、**持続可能な生活交通確保の仕組みづくりが必要**

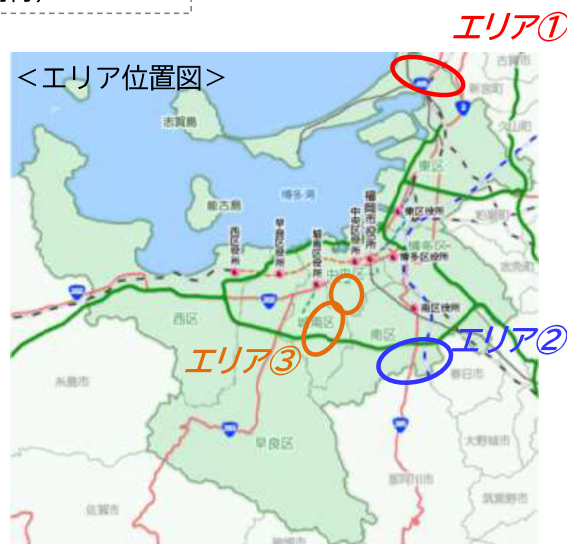
オンデマンド交通

- ✓ 小型車両を用い、エリア内を利用者ニーズに応じて効率的に運行
- ✓ 路線バスに比べ低コストで、乗り場の細かな設定も可能 (協賛の面でも期待)

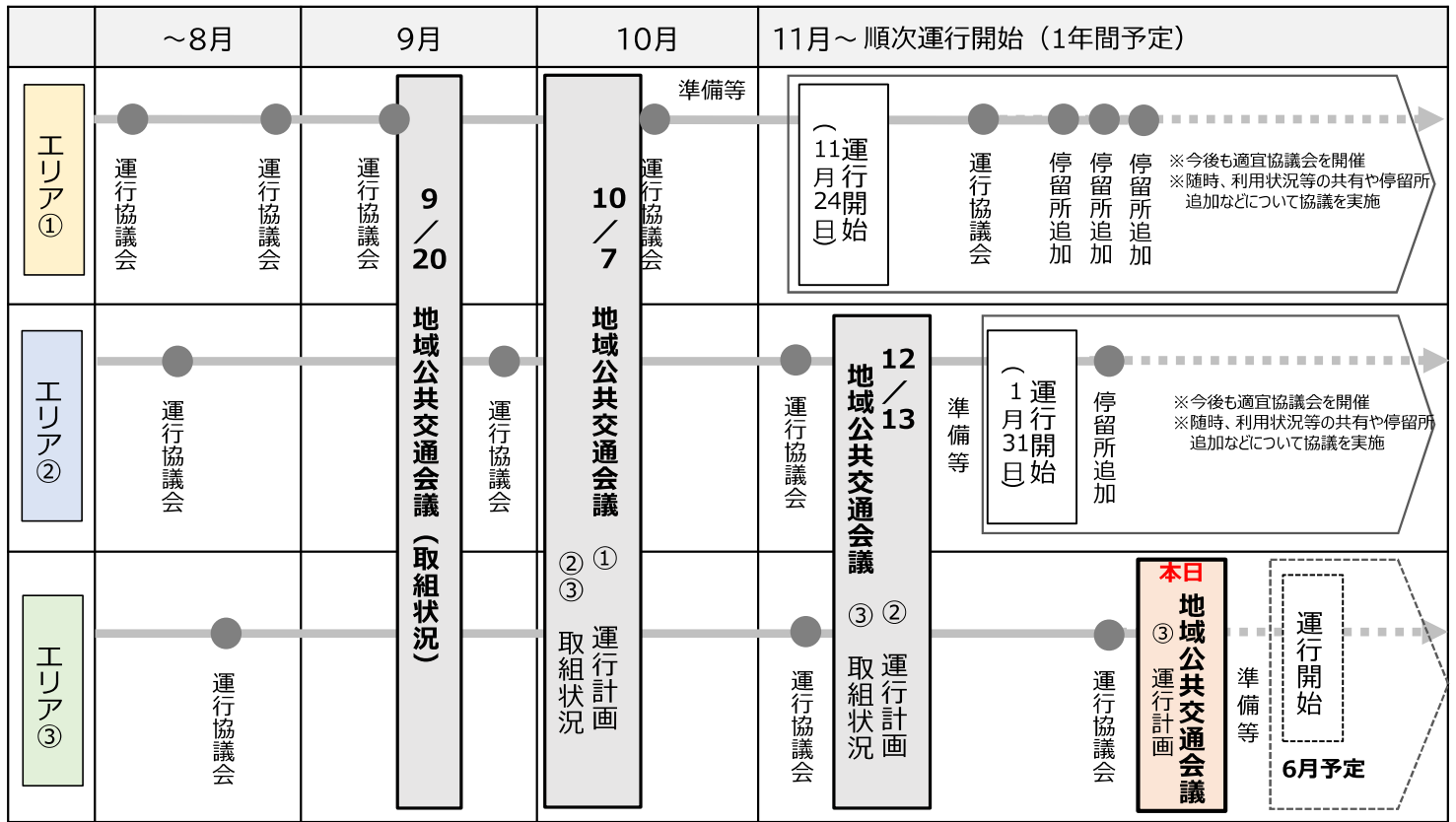
様々な実情を踏まえると

- **運行内容の工夫** (①複数校区等の広いエリアでの運行、
②曜日ごとにエリアを組み合わせた運行) や
運賃以外の収入確保 (協賛) の工夫を行うことで、
展開の可能性あり

- 取組みの一つとして、「オンデマンド交通」を活用して運行内容の工夫等の社会実験を実施
- 市と共働で運行内容検討や利用促進等に主体的に取り組む地域・交通事業者をそれぞれ募集のうえ決定、**市内3エリアで地域・交通事業者・市の三者で共働した取組みを実施**
- **各エリアにおいて、地域・交通事業者・市による運行協議会を立上げ、運行計画等の協議・検討を行っている**



社会実験のスケジュール（予定）



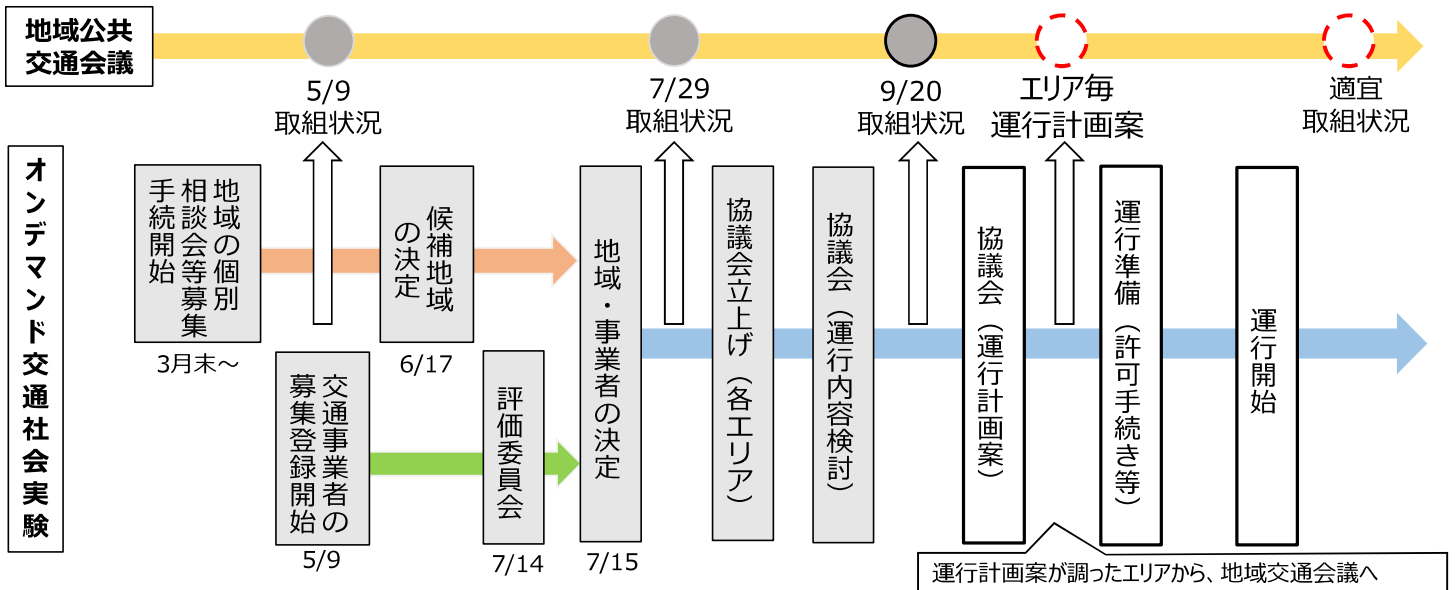
※運行計画案の策定にあたっては、適宜、交通事業者等との協議を行う。関係者との協議により、スケジュールは変更となる可能性がある。

2

社会実験の取組みの流れ

R4.9.20 地域交通会議資料

◆社会実験の流れ（令和4年度）



○地域公共交通会議・・・地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項、その他一般旅客自動車運送事業に関し必要となる事項を協議するため設置。地域の需要に即した運送サービスが提供されることにより地域住民の交通利便の確保・向上に寄与するよう努める。社会実験も適宜、事業の取組状況を報告、ご意見を頂き取り組んでいくもの。

○評価委員会・・・社会実験の交通事業者の選定について、公平性を確保するとともに、広く専門的かつ客観的な視点から意見・評価をいただくため、限定的に設置したもの。

○協議会（各エリア）・・・各運行エリアの地域、交通事業者、市で、運行内容の検討など社会実験に取り組むもの。

3

取組み地域の状況 (エリア①)

R4.9.20 地域交通会議資料

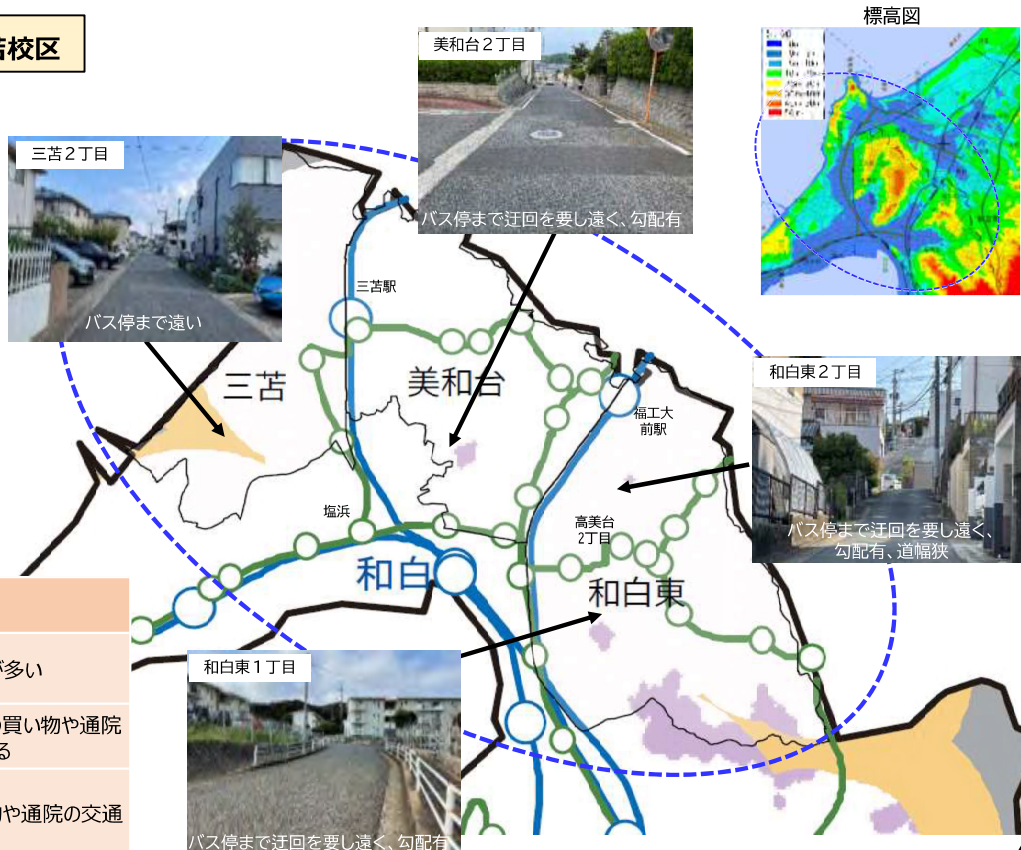
エリア①東区 美和台・和白東・三苦校区

【凡例】

- 公共交通空白地
- 公共交通不便地
- 公共交通不便地に準ずる地域 (高低差)
- 駅
- バス停

人口	37,509人
面積	6.44 km ²
地域の状況	一部地域でバス停等までの距離及び高低差あり
運行内容	広域運行

校区	地域の声
三苦	・起伏があり、道路の狭いところが多い
美和台	・高台で高低差があり、高齢者の買い物や通院の交通手段の確保に苦慮している
和白東	・坂道、高台が散在している ・高齢者が多く、高齢者の買い物や通院の交通手段の確保に苦慮している



4

取組み地域の状況 (エリア②)

R4.9.20 地域交通会議資料

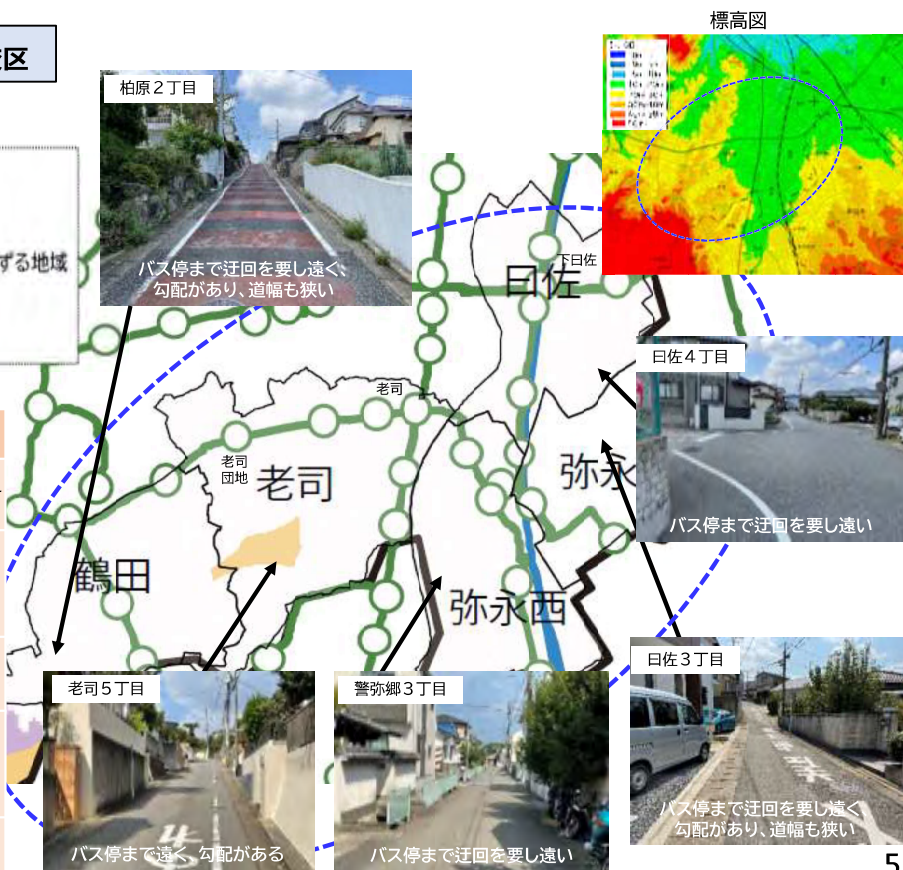
エリア②南区 鶴田・老司・弥永西・弥永・日佐校区

人口	37,587人
面積	4.61 km ²
地域の状況	一部地域でバス停までの距離あり、鉄道がない
運行内容	広域運行

【凡例】

- 公共交通空白地
- 公共交通不便地
- 公共交通不便地に準ずる地域 (高低差)
- 駅
- バス停

校区	地域の声
鶴田	・自家用車を持っていない人や免許返納者が増えてきており、買い物や通院が困難
老司	・高台に住宅密集地がある ・最寄りのバス停まで40分以上かかる地域もあり、買い物や通院が困難
弥永西	・高齢化が進み、免許返納者が増えてきており、買い物や通院ができない人が多い
弥永	・一部地域は高台にあり、道路も狭隘である ・バス停まで20分以上かかる地域もあり、買い物や通院のための交通手段が必要
日佐	・バス停まで遠く、通院や買物が困難である



5

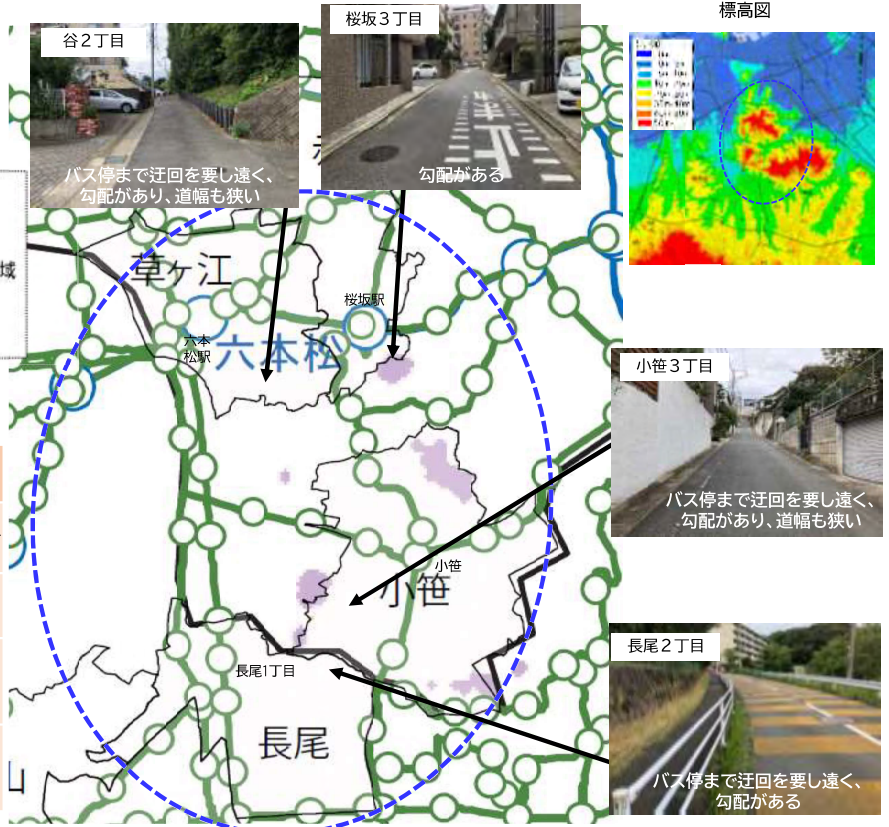
取組み地域の状況 (エリア③)

エリア③中央区 草ヶ江・赤坂・小笹校区 城南区 長尾校区

人口	56,074人
面積	4.65 km ²
地域の状況	一部地域でバス停等までの距離及び高低差あり
運行内容	曜日別運行

【凡例】

- 公共交通空白地
- 公共交通不便地
- 公共交通不便地に準ずる地域(高低差)
- 駅
- バス停



校区	地域の声
草ヶ江	・高台やバス停まで20分以上かかる地域があり、通院や買い物の交通手段が必要
赤坂	・公共施設への移動が困難な地域がある ・高台の地域があり、通院や買い物が困難
小笹	・高台が多く、車の運転ができなくなった高齢者などの通院や買物が困難
長尾	・高台やバス停まで遠い地域があり、通院や買い物の交通手段が必要

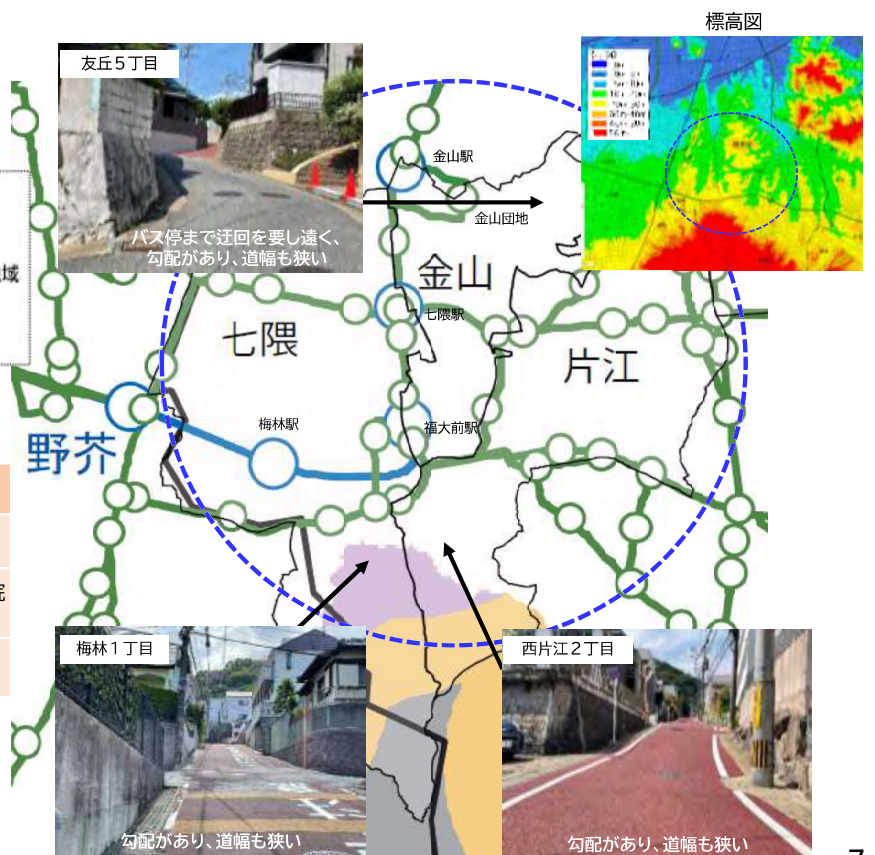
取組み地域の状況 (エリア③)

エリア③城南区 七隈・金山・片江校区

人口	32,967人
面積	5.7 km ²
地域の状況	一部地域でバス停等までの距離及び高低差あり
運行内容	曜日別運行

【凡例】

- 公共交通空白地
- 公共交通不便地
- 公共交通不便地に準ずる地域(高低差)
- 駅
- バス停



校区	地域の声
七隈	・坂道が多く買い物や通院が困難
金山	・道路狭陰で坂道が多い地域では、買い物や通院が困難
片江	・坂道が多く買い物や通院が困難

オンデマンド交通社会実験（エリア③中央区・城南区）の運行計画案について

1. 趣旨

福岡市オンデマンド交通社会実験については、高齢化の進展等に伴い、公共交通不便地等における生活交通確保が課題となる中、持続可能な生活交通確保に向けた取組みの一つとして取り組むものであり、地域、交通事業者及び市で運行協議会を立ち上げ、運行計画案等の検討を進めてきたところである。この度、エリア③中央区・城南区の運行計画案が取りまとまったことから、本会議に諮るもの。

2. 運行計画案

(1) 交通事業者 (株)アイシン、第一交通産業(株)、福岡第一交通(株) ※福岡第一交通(株)が運行

(2) 運行の様態 区域運行（道路運送法施行規則第3条の3 第3号）

(3) 営業の区域 中央区・城南区エリア

赤坂・草ヶ江・小笹・長尾・片江・金山・七隈校区

(中央区城内、赤坂 1～3丁目、大手門 1丁目、桜坂 1～3丁目、草香江 1・2丁目、谷 1・2丁目、六本松 1～4丁目、小笹 1～5丁目、平和 3・5丁目)

(城南区長尾 1～5丁目、友丘 2・3、4～6丁目、友泉亭、神松寺 1～3丁目、西片江 1・2丁目、片江 1～5丁目、松山 1・2丁目、金山団地、七隈 3～8丁目、大字梅林、梅林 1～5丁目、干隈 1・2丁目)

その他

(中央区笹丘 1丁目、南公園、城南区樋井川 1丁目、友丘 1丁目、南区長丘 5丁目)

(4) 運行の区域

中央区・城南区エリア（営業の区域と同じ）



(5) 運行形態

予約のあるミーティングポイント（停留所）間を効率的に運行

(6) 運行経路

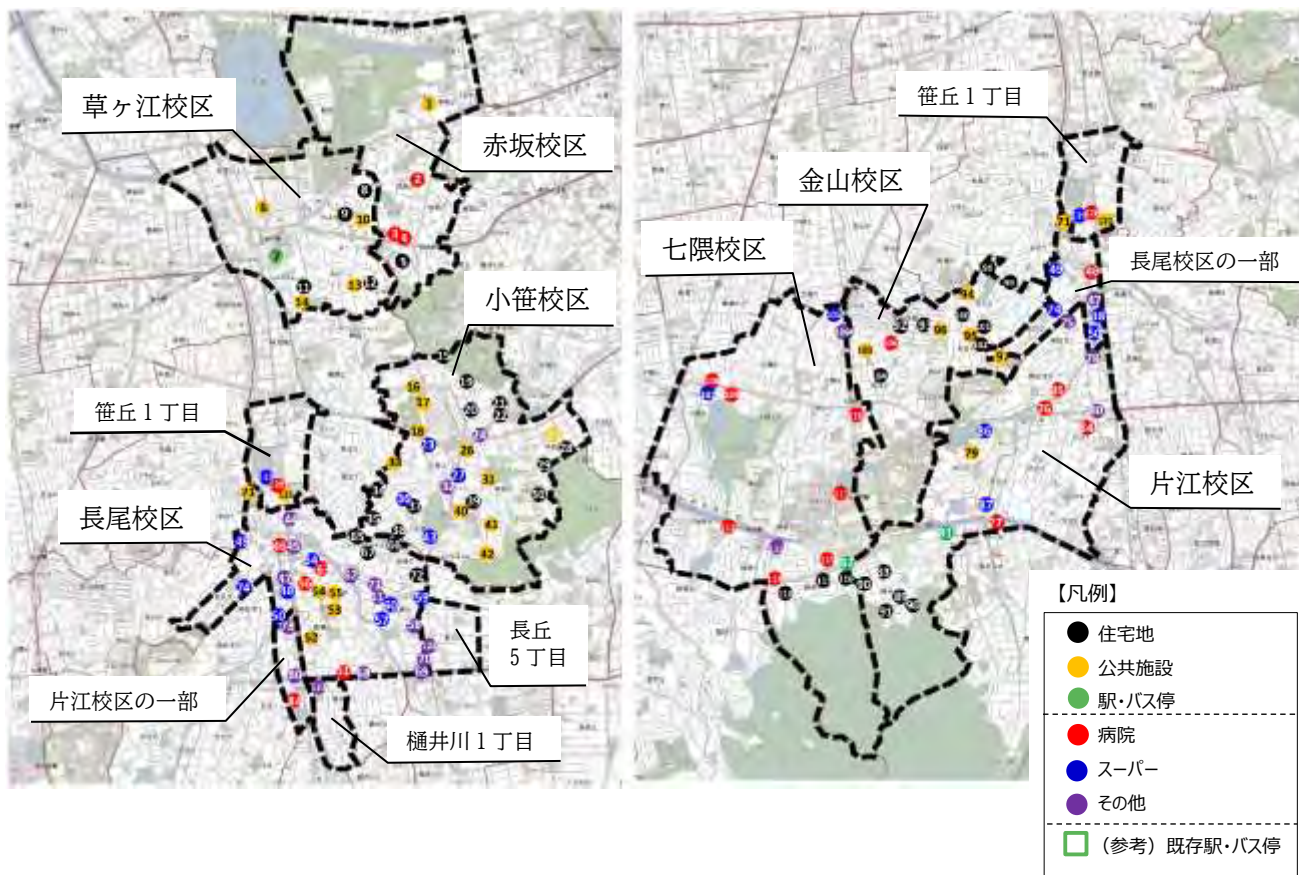
予約に基づきシステムが自動生成した経路を運行

(7) ミーティングポイント（停留所）※詳細は別紙参照

中央区・城南区エリア（ミーティングポイント（停留所））：約 120 か所予定

区域A（月・水・金曜日に運行）

区域B（火・木・土曜日に運行）



※ミーティングポイント（停留所）については、協議により一部変更となる可能性がある。

設置にあたっては、事業者等にて関係者と協議のうえ決定・設置し、結果を本会議に報告する。

(ミーティングポイント(停留所)のイメージ)



(標示のイメージ)



(8) 運行車両

使用車両：小型車両（乗車定員4名 ※運転手除く）1台

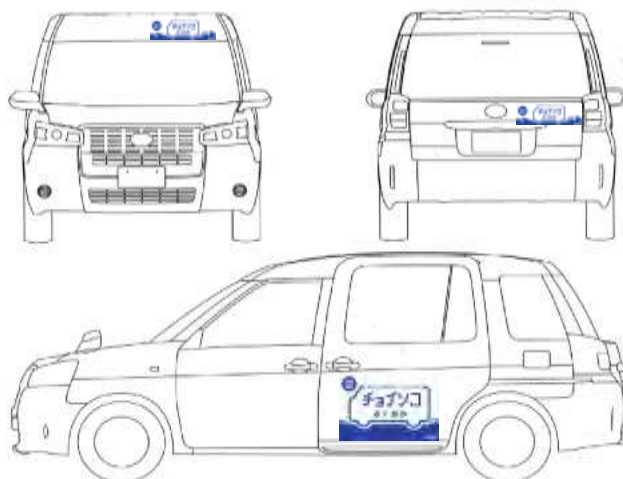
営業所に常用1台、予備1台を配備

※折りたたみ式車いすでの乗車可

※他の旅客運送事業の車両を併用

※利用者が一般タクシーと区別できるよう車体にサービス名称を明示

※以下はイメージであり、実際の車体デザインは検討中



(9) 運行曜日及び運行時間

運行曜日：月曜日～土曜日（運休：日曜日・祝日・12/29～1/3）

※区域A（月・水・金曜日に運行）、区域B（火・木・土曜日に運行）

運行時間帯：8:00～18:00

※うち1時間は2回に分けてドライバー休憩時間

運行間隔：ミーティングポイント（停留所）⇒ミーティングポイント（停留所）を1便と仮定し、1時間当たり1便～4便（想定）

(10) 乗車受付方法

乗車受付方法：電話（専用コールセンター）若しくはインターネットで受付。

電話予約受付：8:00～17:30（運行日）

インターネット予約受付：24時間

【予約可能期間：乗車希望日の1週間前～30分前まで】

（インターネット予約イメージ）



対象エリア、乗車場所、降車場所、希望の日時を選択し、「受付候補検索」を押下

→希望時間前後の候補が数案提示される

※1 対象エリア「エリア③」を選択すると、区域A/B別に対象の停留所が「乗降場所」と「降車場所」に表示される。（エリアを跨いでの移動は不可。）

(11) 運賃

種類		額および適用方法
運賃	大人 12歳以上（中学生以上）	300円
	小児 6歳以上12歳未満（小学生）	150円
	幼児（未就学児） 1歳以上6歳未満	無料 単独乗車は不可
	障がい者	150円
決済手段	現金	乗車時
	交通系ICカード（電子マネー）・iD	乗車時
	クレジットカード	インターネット予約時

(12) 割引等

割引の種類	概要	対象	割引額	適用時期
初回利用特典	会員登録時に1回、無料乗車券を発行	令和5年7月31日までに会員登録した方	2乗車分（600円分相当） ※往復利用を想定	サービス開始時から 令和5年9月30日まで

※その他、割引等の種類・対象・額・時期については、事業者にて関係者と協議のうえ、必要な手続きを行い実施し、結果を本会議に報告する。

(13) 市負担金

試験運行に必要となる経費（収支差額）は、市と交通事業者で締結する協定書に基づき市が負担する（上限あり）

(14) 運行期間

運行開始から1年間（令和5年6月運行開始予定）

(15) 地域との協議状況

地域、交通事業者、行政で構成される「エリア③（赤坂・草ヶ江・小笹・長尾・片江・金山・七隈校区）におけるオンデマンド交通社会実験運行協議会」にて、今回の運行計画案について、合意が図られている。

3. 議決事項

【交通事業者】

・(株)アイシン、第一交通産業(株)、福岡第一交通(株) ※福岡第一交通(株)が運行

【届出内容】

①運行の態様：区域運行

②区域設定：赤坂・草ヶ江・小笹・長尾・片江・金山・七隈校区

(中央区城内、赤坂 1～3 丁目、大手門 1 丁目、桜坂 1～3 丁目、
草香江 1・2 丁目、谷 1・2 丁目、六本松 1～4 丁目、
小笹 1～5 丁目、平和 3・5 丁目)

(城南区長尾 1～5 丁目、友丘 2・3、4～6 丁目、友泉亭、
神松寺 1～3 丁目、西片江 1・2 丁目、片江 1～5 丁目、
松山 1・2 丁目、金山団地、七隈 3～8 丁目、大字梅林、
梅林 1～5 丁目、干隈 1・2 丁目)

その他

(中央区笹丘 1 丁目、南公園、城南区樋井川 1 丁目、友丘 1 丁目、
南区長丘 5 丁目)

③運賃申請：届出運賃

④使用車両：小型車両（乗車定員 4 名 ※運転手除く）を使用

⑤最低車両数の弾力化：常用 1 台

⑥車両併用：一般タクシーと併用

⑦処理期間の短縮

【参考】議決に基づく特例措置（地域公共交通会議による手続きの弾力化や簡素化の特例措置）

○道路運送法上の手続き

【議決が必要な項目】①運行の態様、②区域設定（区域運行の実施に係る弾力化）

→協議を調えることにより、隣接する複数の地区を営業区域とすることが可能。

【議決が必要な項目】③運賃申請（運賃・料金の設定、変更に係る手続きの簡素化）

→協議を調えることにより、運賃申請を当該運賃にて届出とすることが可能。

【議決が必要な項目】④使用車両（使用する車両の弾力化）

→協議を調えることにより、乗車定員 11 人未満の車両で運行することが可能。

【議決が必要な項目】⑤最低車両数（最低車両数の弾力化）

→協議を調えることにより、営業所ごとに配置する最低車両数の基準（常用 3 両＋予備 1 両）
が緩和される。

【議決が必要な項目】⑥車両併用（車両を他の旅客自動車運送事業と併用することの特例）

→協議を調えることにより、他の旅客自動車運送事業と併用（事業者のタクシーを使用し、
一般タクシーと併用）することが可能。

【議決が必要な項目】⑦処理期間の短縮

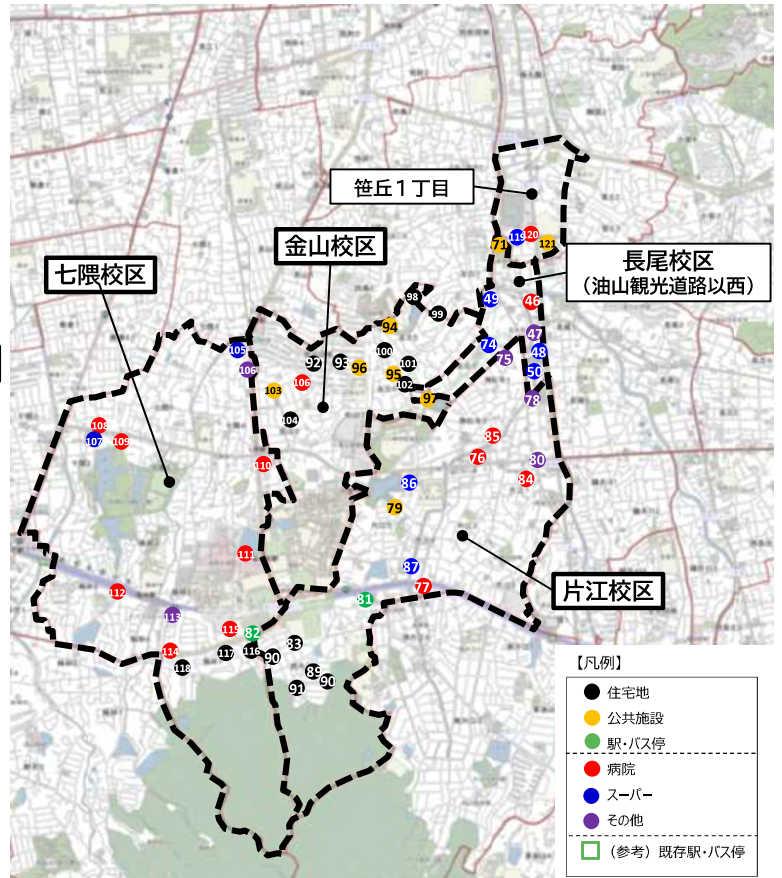
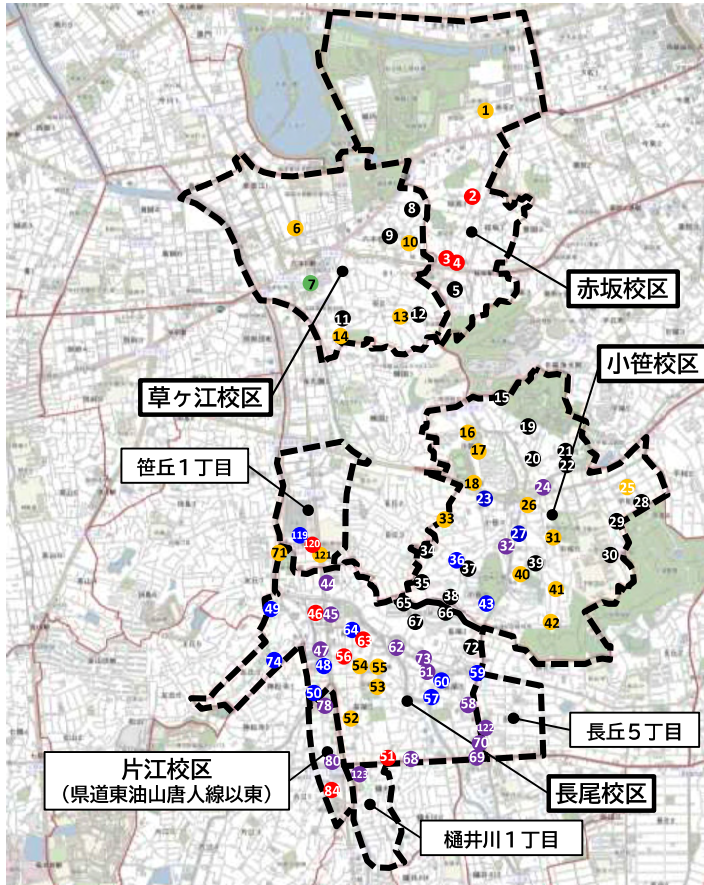
→協議を調えることにより、認可申請の標準処理期間を 2 ヶ月間から 1 ヶ月間に短縮する
ことが可能。

【曜日別運行 運行区域詳細】

別紙

区域A (月曜日・水曜日・金曜日に運行)

区域B (火曜日・木曜日・土曜日に運行)



※ミーティングポイント（停留所）については、事業者等にて関係者と協議が整い次第、設置予定

【ミーティングポイント（停留所）詳細 ①】

別紙

<赤坂>



【凡例】

(1)住宅地停留所（候補）

- 住宅地
- 公共施設（公民館・集会場・公園など）
- 駅・バス停

(2)エリアスポンサー停留所（候補） （利便施設等）

- 病院
- スーパー
- その他

※ミーティングポイント（停留所）については、事業者等にて関係者と協議が整い次第、設置予定

【ミーティングポイント（停留所）詳細 ②】

別紙

<草ヶ江>

【凡例】

(1)住宅地停留所（候補）

- 住宅地
- 公共施設（公民館・集会場・公園など）
- 駅・バス停

(2)エリアスポンサー停留所（候補） （利便施設等）

- 病院
- スーパー
- その他



※ミーティングポイント（停留所）については、事業者等にて関係者と協議が整い次第設置予定

【ミーティングポイント（停留所）詳細 ③】

別紙

<小笹>

【凡例】

(1)住宅地停留所（候補）

- 住宅地
- 公共施設（公民館・集会場・公園など）
- 駅・バス停

(2)エリアスポンサー停留所（候補） （利便施設等）

- 病院
- スーパー
- その他

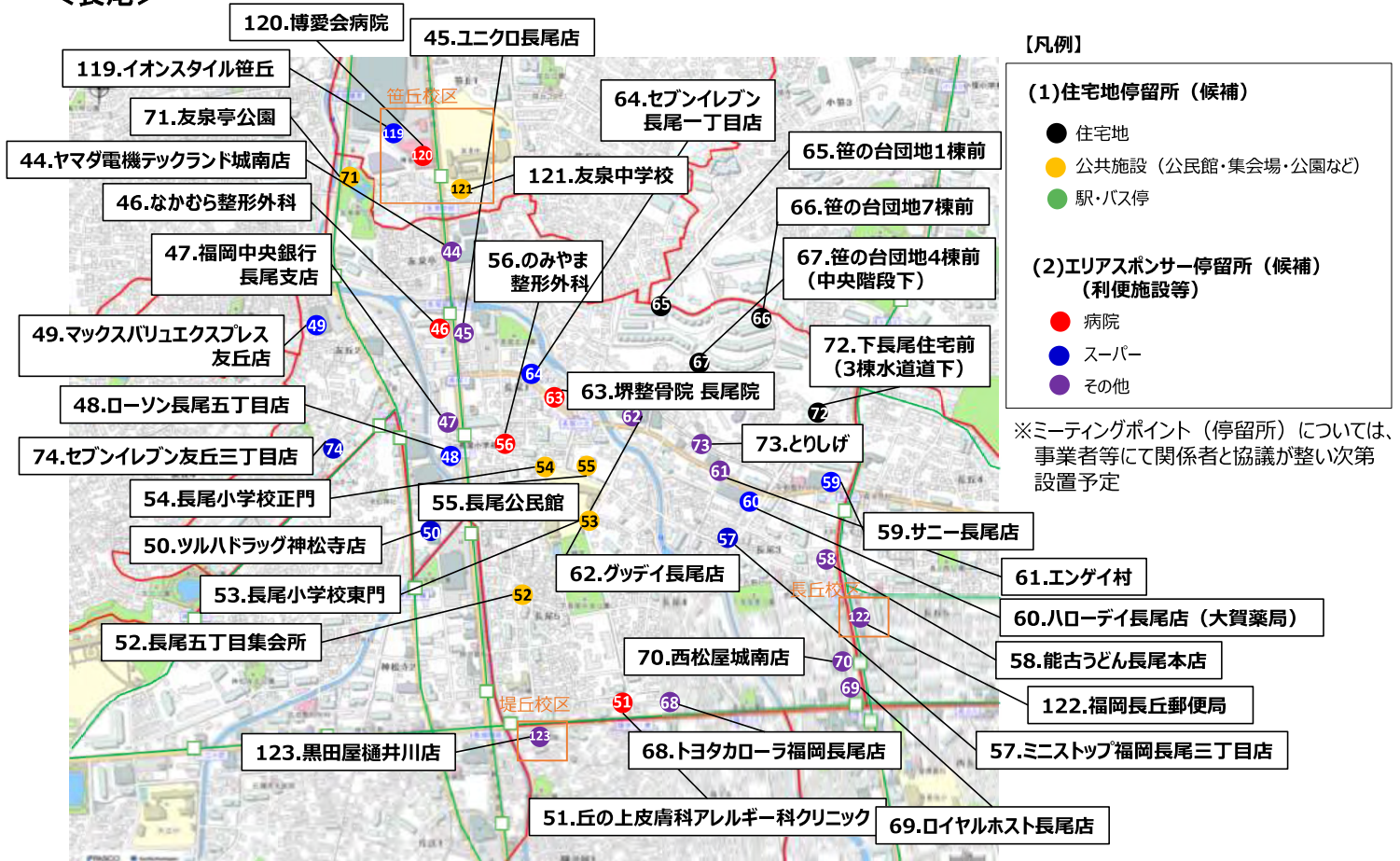


※ミーティングポイント（停留所）については、事業者等にて関係者と協議が整い次第設置予定

【ミーティングポイント（停留所）詳細 ④】

別紙

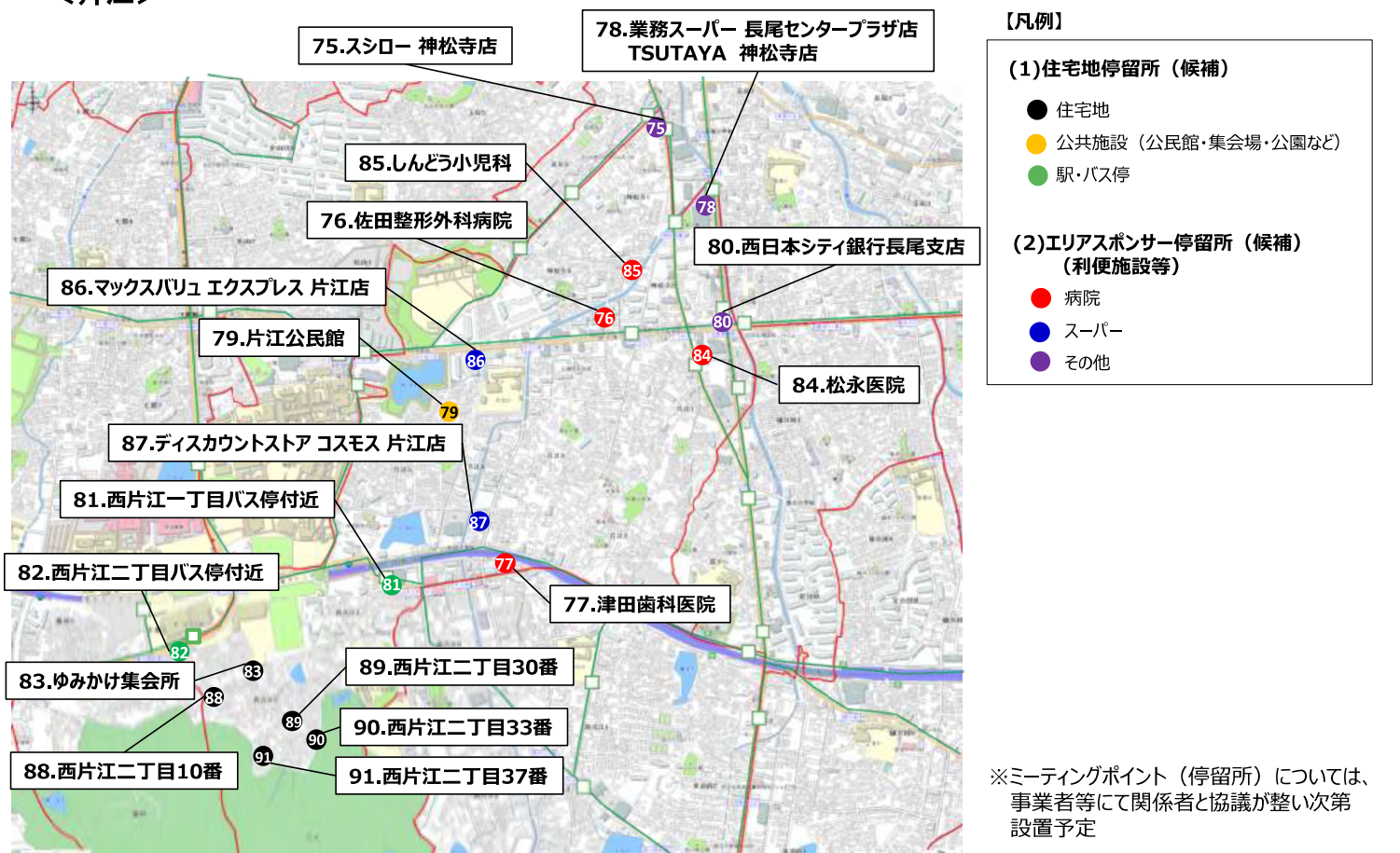
<長尾>



【ミーティングポイント（停留所）詳細 ⑤】

別紙

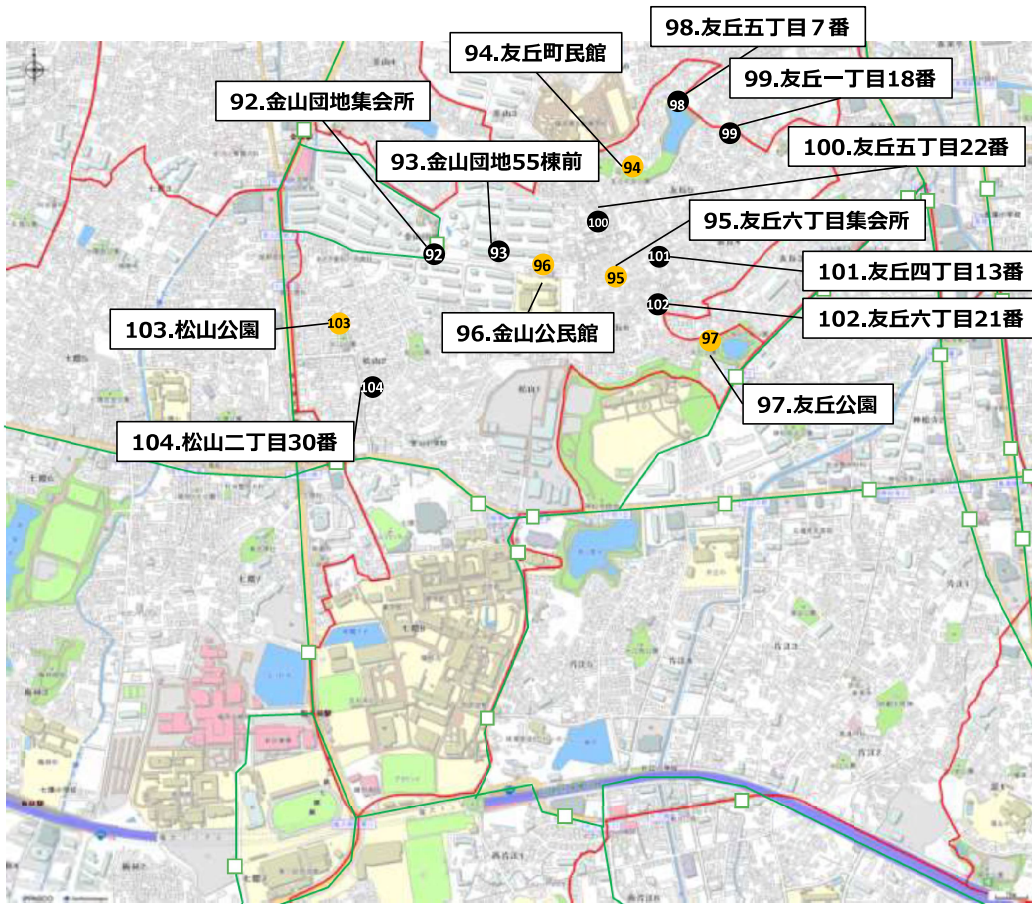
<片江>



【ミーティングポイント（停留所）詳細 ⑥】

別紙

<金山>



【凡例】

(1)住宅地停留所（候補）

- 住宅地
- 公共施設（公民館・集会場・公園など）
- 駅・バス停

(2)エリアスポンサー停留所（候補） （利便施設等）

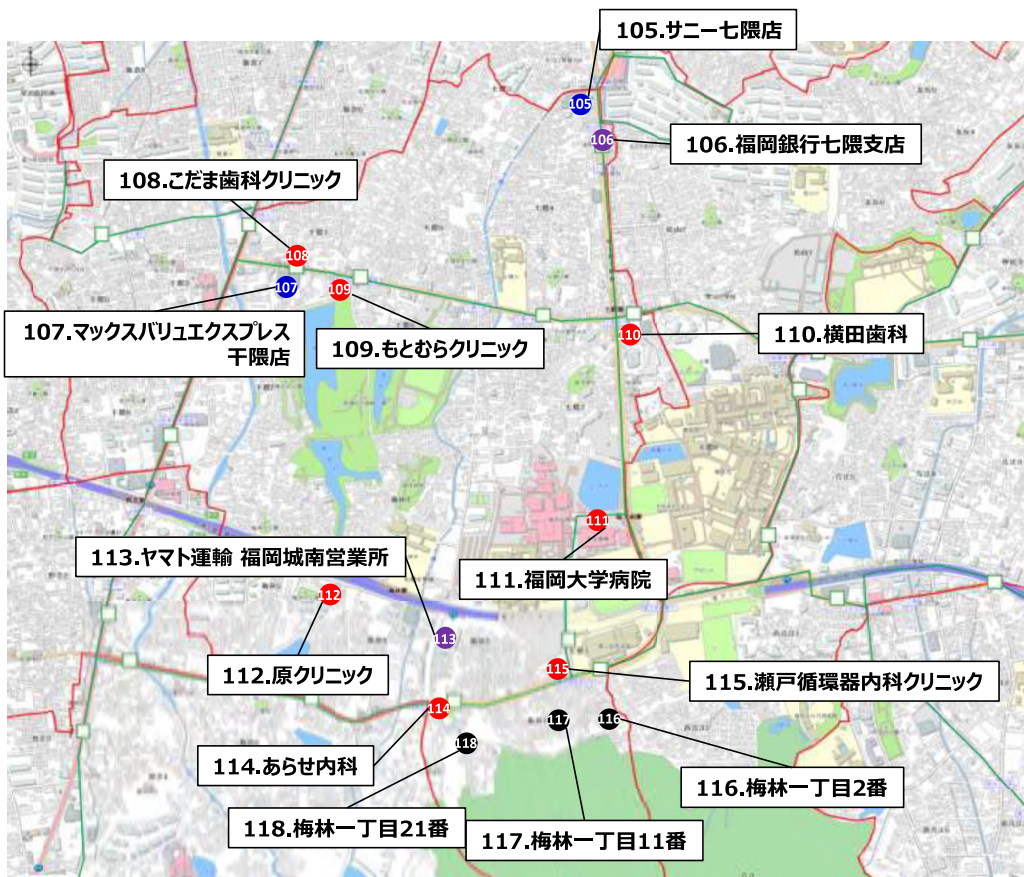
- 病院
- スーパー
- その他

※ミーティングポイント（停留所）については、事業者等にて関係者と協議が整い次第設置予定

【ミーティングポイント（停留所）詳細 ⑦】

別紙

<七隈>



【凡例】

(1)住宅地停留所（候補）

- 住宅地
- 公共施設（公民館・集会場・公園など）
- 駅・バス停

(2)エリアスポンサー停留所（候補） （利便施設等）

- 病院
- スーパー
- その他

※ミーティングポイント（停留所）については、事業者等にて関係者と協議が整い次第設置予定

オンデマンド交通社会実験（エリア①・②）の取組状況について

事業実施体制

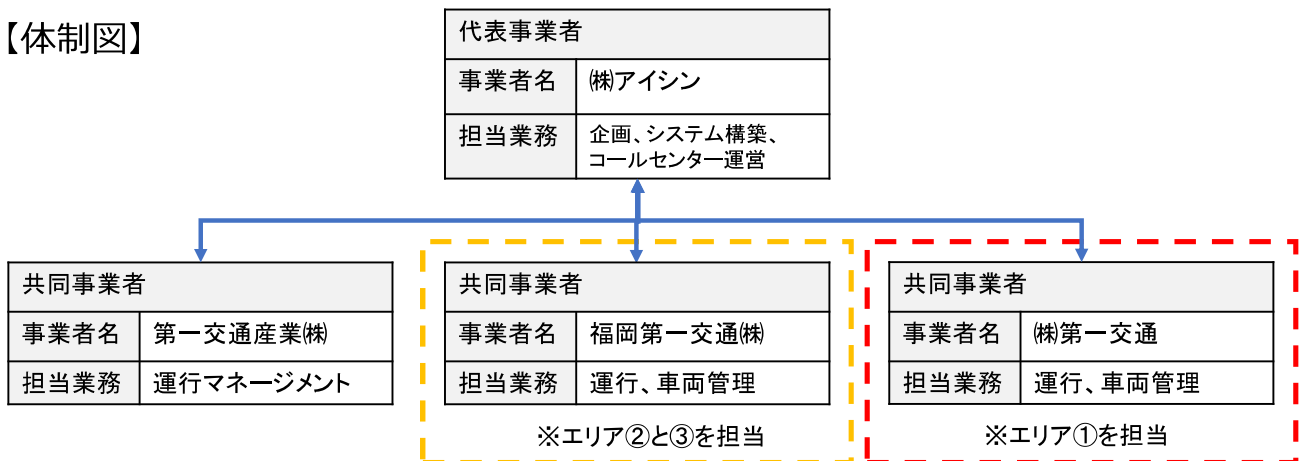


交通事業者とシステム提供事業者が協力し安心・安全な運行をご提供

項目	事業者名	担当業務(運行、システム運営、マネジメントなど)
代表事業者	株式会社アイシン	企画、システム構築、コールセンター運営
共同事業者	第一交通産業株式会社	グループ企業 運行マネージメント
	福岡第一交通株式会社	エリア②と③ 運行、車両管理
	株式会社第一交通	エリア① 運行、車両管理



【体制図】



AIデマンド交通 運行サービス概要(エリア①)

項目	内容		
運行サービス概要	名称	チョイソコふくおか エリア①東区	
	運行区域	美和台・和白東・三苫 校区 外	
	停留所	※次ページ	
	運行方式	フルデマンド方式	
	運行曜日	月、火、水、木、金 (運休: 土日祝日・12月29日～1月3日)	
	運行時間帯	8:00～18:00 ※内1時間は2回に分けてドライバー休憩時間あり	
	予約方法	電話予約(コールセンター) 、 インターネット予約	
	予約受付時間	電話予約受付: 8:00～17:30 インターネット予約受付: 24時間 【予約可能期間: 乗車希望日の1週間前～30分前まで】	
	運賃設定	300円/1乗車・人	
	割引の有無・内容	有 (障がい者※、小学生は半額の150円) ※障がい者手帳のコピーを会員登録時に送付要	
	決済方法	現金、クレジットカード(事前のみ)、iD、交通系IC(電子マネーのみ) ※高齢者乗車券(福祉ICカード)は使用不可	
	使用車両・定員 ・導入方法	使用車両	ジャパントクシー
		乗車定員	5名(ドライバー1名、乗客4名まで)
導入方法		既存タクシー車両使用	
社会実験期間	令和4年11月24日～令和5年11月23日(1年間) 予定		

Confidential

2

エリア①東区 美和台・和白東・三苫 校区 運行区域

運行区域

三苫校区・美和台校区・和白東校区
和白校区・新宮町美咲2丁目
新宮町夜白1～6丁目・新宮町原上一部



…運行区域

Confidential

3

エリア①東区

美和台・和白東・三苫 校区停留所 (R5.4.17時点)



●4/17時点：77箇所 (11/24運行開始時：57箇所)

※関係者と協議のうえ、決定・追加設置予定

Confidential

4

エリア①東区

美和台・和白東・三苫 校区 停留所計画



※ミーティングポイント (停留所) については、協議により一部変更となる可能性がある。
設置にあたっては、事業者等にて関係者と協議のうえ決定・設置し、結果を本会議に報告する。

Confidential

5

AIデマンド交通 運行サービス概要(エリア②)

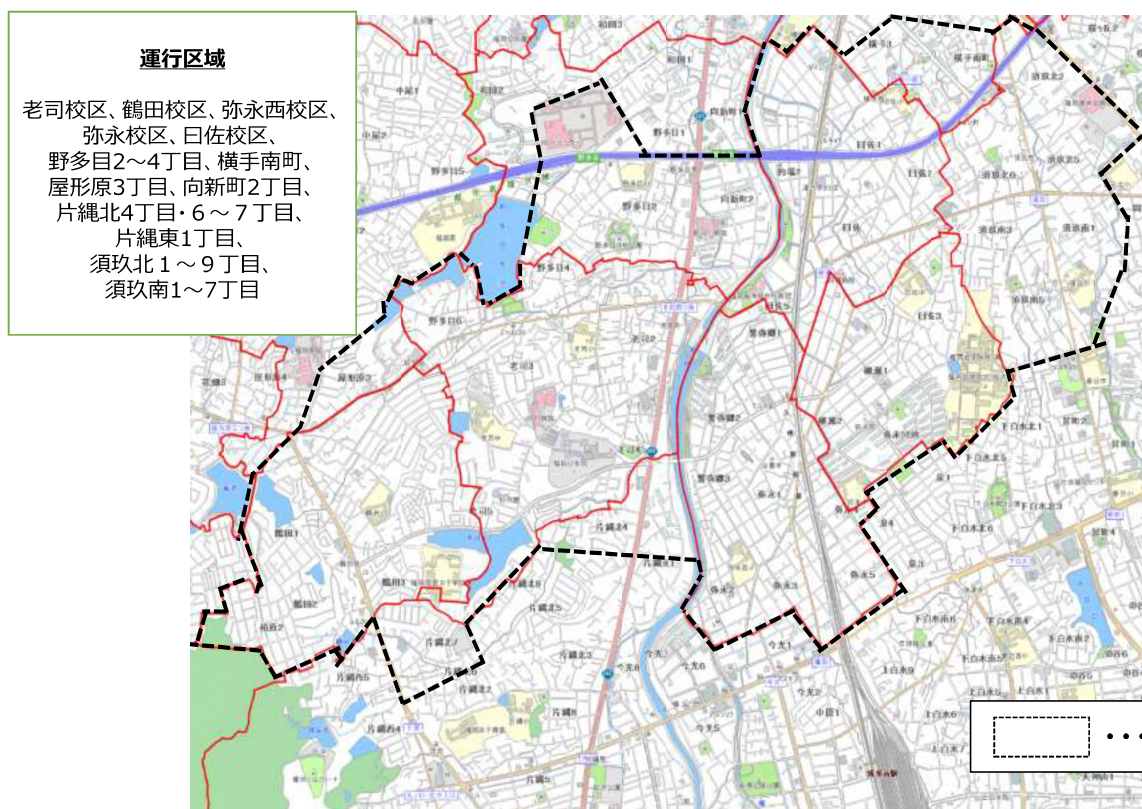
項目	内容		
運行サービス概要	名称	チョイソコふくおか エリア②南区	
	運行区域	老司・鶴田・弥永西・弥永・日佐 校区 外	
	停留所	※次ページ	
	運行方式	フルデマンド方式	
	運行曜日	月、火、水、木、金 (運休:土日祝日・12月29日～1月3日)	
	運行時間帯	8:00～18:00 ※内1時間は2回に分けてドライバー休憩時間あり	
	予約方法	電話予約(コールセンター)、インターネット予約	
	予約受付時間	電話予約受付:8:00-17:30 インターネット予約受付:24時間 【予約可能期間:乗車希望日の1週間前～30分前まで】	
	運賃設定	300円/1乗車・人	
	割引の有無・内容	有(障がい者※、小学生は半額の150円) ※障がい者手帳のコピーを会員登録時に送付要	
	決済方法	現金、クレジットカード(事前のみ)、iD、交通系IC(電子マネーのみ) ※高齢者乗車券(福祉ICカード)は使用不可	
	使用車両・定員 ・導入方法	使用車両	ジャパントクシー
		乗車定員	5名(ドライバー1名、乗客4名まで)
導入方法		既存タクシー車両使用	
社会実験期間	令和5年1月31日～令和6年1月30日(1年間)予定		

Confidential

6

エリア②南区

老司・鶴田・弥永西・弥永・日佐 校区 運行区域



Confidential

7

エリア②南区

老司・鶴田・弥永西・弥永・日佐 校区停留所(R5.3.20時点)



●3/20時点：60箇所（11/24運行開始時：54箇所）
 ※関係者と協議のうえ、決定・追加設置予定

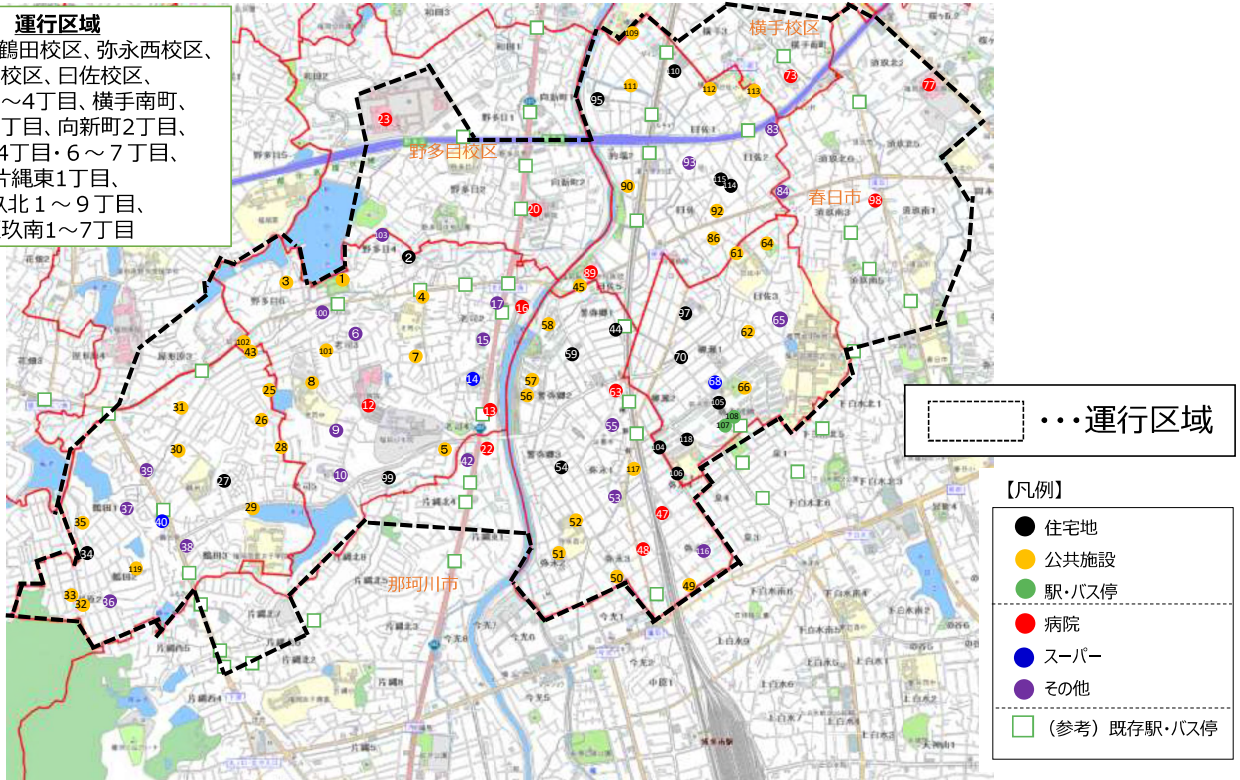
Confidential

8

エリア②南区

老司・鶴田・弥永西・弥永・日佐 校区 停留所計画

運行区域
 老司校区、鶴田校区、弥永西校区、
 弥永校区、日佐校区、
 野多目2～4丁目、横手南町、
 屋形原3丁目、向新町2丁目、
 片縄北4丁目・6～7丁目、
 片縄東1丁目、
 須玖北1～9丁目、
 須玖南1～7丁目



※ミーティングポイント（停留所）については、協議により一部変更となる可能性がある。
 設置にあたっては、事業者等にて関係者と協議のうえ決定・設置し、結果を本会議に報告する。

Confidential

9

エリア①東区及びエリア②南区 会員登録・利用状況

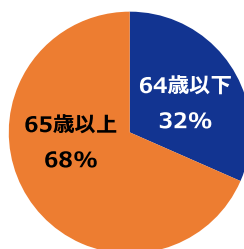
【会員登録者・利用経験者数（R5.3.31時点）】

○エリア別

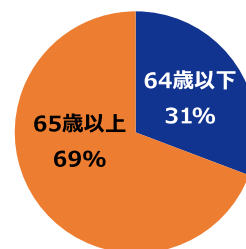
地区	会員登録者数	利用経験者数
エリア①東区	755	265
エリア②南区	235	33
その他・不明含む	249	53
合計	1,239	351

○高齢者の割合

(会員登録者)

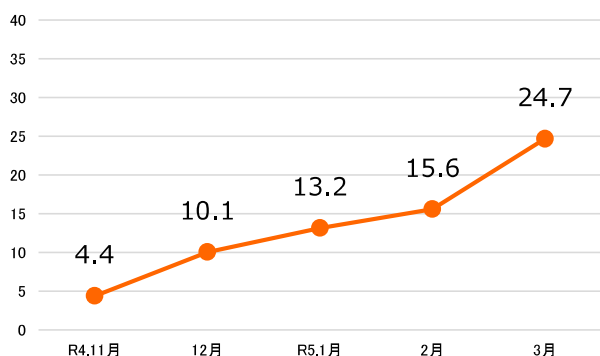


(利用経験者)

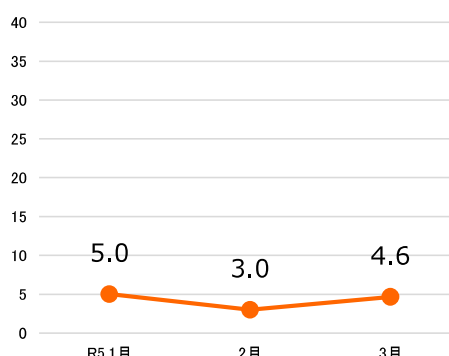


【日当たり平均利用者数（R5.3.31時点）】

○エリア①東区



○エリア②南区



Confidential

10

チョイソコとは？

- ・ **地域の交通不便を解消し、主に高齢者の外出促進に貢献する**
デマンド型交通 (※) ※予約に応じて乗降場所や経路を変更可能な交通システム
- ・ **従来のデマンド型交通と異なり、民間企業が事業主体となり、**
エリアスポンサーによる協賛を得ることで採算性を向上
- ・ **単なる運行のシステム提供に留まらず、**
高齢者の健康増進につながる外出促進の“コト”づくりを推進

シンボルマーク



～チョイソコの想い～

シンボルマークに表現されている「チョイソコ」の各文字は老若男女な人を表し、利用者の多様性を表現しています。
多様な人が乗り合わせる移動により、外出を楽しみ、健康増進につながる…そのような世の中を実現していきたいと考えます。

Confidential

11

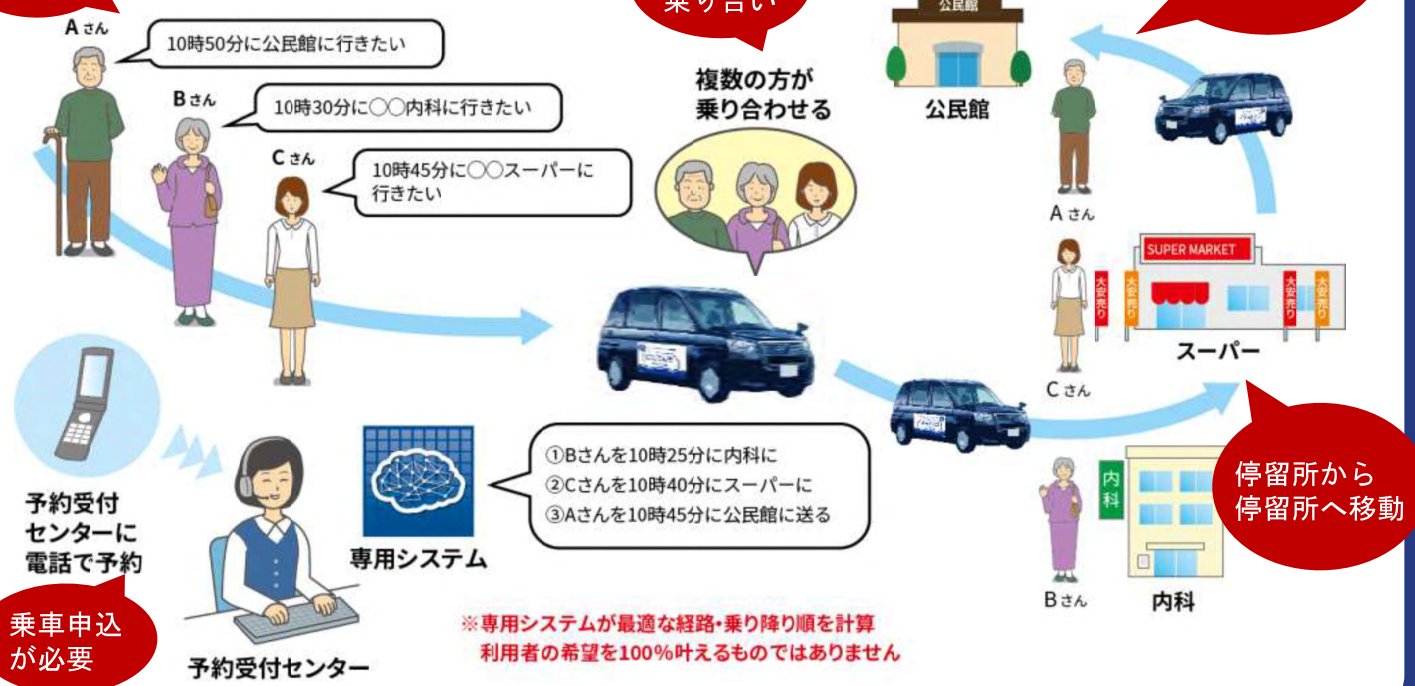
AIデマンド交通とは

会員登録された利用者から乗車依頼を受付け、最適な乗り合わせと経路を計算
目的地まで乗り合い送迎でお運びするしくみです。

会員登録
が必要

他の方と
乗り合い

決まった路線や
時刻表は無い



Confidential

12

チョイソコご利用の流れ

チョイソコは会員登録制で、利用時には事前のお電話が必要です。
高齢者とのコミュニケーションに優れたオペレーションにより安心運行が実現。

①会員登録申込

- ・世帯別ではなく個人別
- ・最寄りの停留所を記載
- ・緊急連絡先を記載
- ・アンケートに記載

会員証が
届いたら
利用可能

②会員証

表：会員番号・氏名・最寄停留所

裏：お電話時に伝える内容

③利用開始

お乗りになりたい30分前までに電話します。
(受付は1週間前から可能)

- ①名前と会員番号 ②利用希望日・時刻
③乗る場所・降りる場所 ④同乗者の有無
を伝えます。

帰りの受付を
することも
できます



山田花子、会員番号〇〇です。
〇〇停留所から鈴木整形外科に
9月6日の11時頃までに行きたいです。
同乗者はありません。

オペレーターとやりとりし
停留所に来ていただく
時刻が伝えられます。

それでは
9月6日木曜日の
10時35分に
〇〇停留所まで
来てください。

指定された日時に、
停留所に向かいます。



停留所には看板が貼ってあります

車が到着したら乗車し
運転手に名前と
行き先を伝え、
乗車料金を払います。

お名前
行き先



Confidential

13

13

エリアスポンサー制度とは

スポンサーからの協賛・広告料により、運営費用の一部を支えていただくことで乗車料金を低く設定し持続可能な運営を目指します。



Confidential

14

お出掛けの目的づくり

会員登録者様には会報誌を郵送し運行に関する更新情報や“お出かけしたくなる”様々な情報を発信し健康増進に繋がります。

会報誌例

会報誌同梱のスポンサーチラシ例

Confidential

15

令和4年度賀茂藤崎線の割引等について

1. 趣旨

賀茂藤崎線については、平成22年に廃止申し出があり、平成24年度第1回福岡市地域公共交通会議において議決された協議運賃で運行されており、地域等と利用促進を行うなど、路線維持に取り組んでいる。

令和3年12月に西日本鉄道(株)において、バス利用促進のため、「子ども50円バス」施策を西鉄グループが運行する全地域で行うことから、賀茂藤崎線においても、令和3年度第3回福岡市地域公共交通会議の議決を経て、同施策が実施されている。

今後、同様の施策を別日程で行う場合は、事業者にて関係者と協議の上、必要な手続きを行い実施し、旧年度分の実施結果をまとめて地域公共交通会議に報告することとなっていることから、令和4年度の実施状況について、本会議に報告するもの。

【参考】議決

(1) 議決事項「賀茂藤崎線の割引等について」

運賃申請：届出運賃（割引等）

※以後、同様の施策が実施された場合は、新年度最初の地域公共交通会議において、旧年度分の実施結果をまとめて報告する。

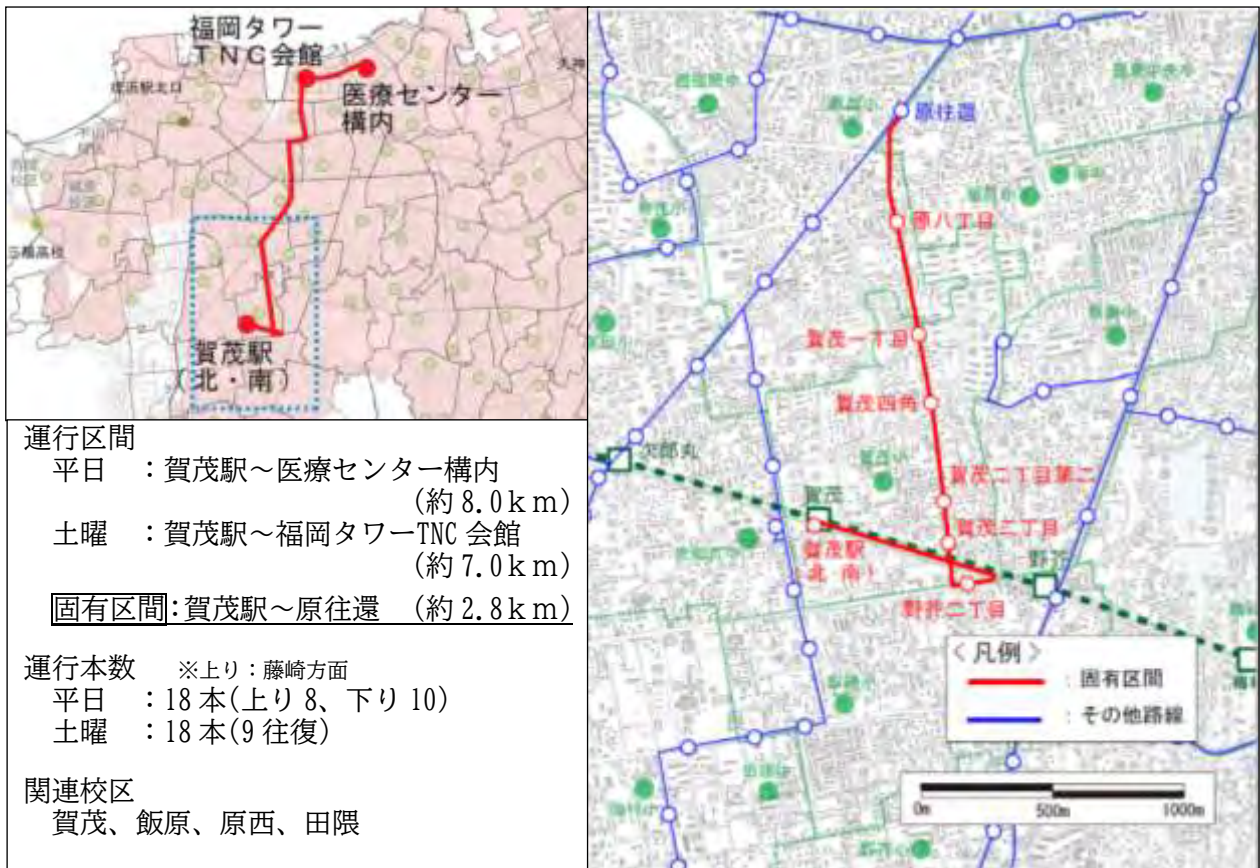
（令和4年度第2回地域公共交通会議）

【参考】議決に基づく特例措置（地域公共交通会議による手続きの弾力化や簡素化の特例措置）

運賃申請（運賃・料金の設定、変更に係る手続きの簡素化）

→協議を調えることにより、運賃申請を当該運賃にて届出とすることが可能。

2. 賀茂藤崎線の概要



板屋脇山線乗合タクシーのダイヤ改正について

1. 趣旨

早良区南部地区を運行する板屋脇山線は、平成19年3月に運行事業者より廃止の申し出があり、これに伴い板屋地区が公共交通空白地となることから、平成20年4月より運行経費に補助することで代替交通を確保しており、令和元年6月に脇山方面と那珂川方面の2系統に運行内容見直しを行った。

板屋脇山線は西鉄バス及びかわせみバス(那珂川市コミュニティバス)への乗り継ぎを考慮したダイヤで運行しているが、令和5年3月に西鉄バス及びかわせみバスのダイヤ改正が行われ、板屋脇山線もダイヤ改正を実施したことから、本会議に報告するもの。

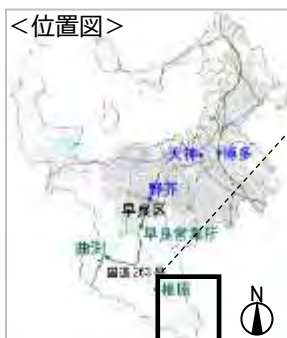
【参考】平成30年度第3回地域公共交通会議の議決事項

議決事項: 運行時刻

※今後、運行時刻のみ変更を行う場合は、「板屋脇山線乗合タクシー連絡協議会」にて、合意の上、交通事業者が福岡運輸支局に届出を行い、事務局より結果について、地域公共交通会議にて報告する。

2. 路線概要

- ・運行事業者: 飯倉タクシー(株)
- ・運行の態様: 路線不定期運行(道路運送法施行規則第3条の3 第2号)
- ・運行区間: ①脇山方面 板屋ふるさと館前～脇山小学校前 週5回(月・火・水・金・土)
②那珂川方面 板屋ふるさと館前～中ノ島公園 週2回(木・日)
- ・運行本数: 全日 2.0 往復(事前予約制)
- ・運行車両: 乗合タクシー1台
- ・運賃: 大人 500 円 ※小学生、障がい者: 半額
- ・利用者数: 24 人/年(R4 実績)



3. 令和5年3月ダイヤ改正

・接続する西鉄バス及びかわせみバス(那珂川市コミュニティバス)のダイヤ改正に併せ、乗継を考慮し、令和5年3月25日(土)にダイヤを改正。

(1)新旧ダイヤ比較

<改正前(～R5.3.24)>

○脇山方面(月・火・水・金曜日)

板屋ふるさと館前	⇒	脇山小学校前
9:20発	⇒	9:50着
13:50発	⇒	14:20着
脇山小学校前	⇒	板屋ふるさと館前
12:40発	⇒	13:10着
16:40発	⇒	17:10着

一部変更



<改正後(R5.3.25～)>

○脇山方面(月・火・水・金曜日)

板屋ふるさと館前	⇒	脇山小学校前
9:20発	⇒	9:50着
13:50発	⇒	14:20着
脇山小学校前	⇒	板屋ふるさと館前
12:40発	⇒	13:10着
16:50発	⇒	17:20着

○脇山方面(土曜日)

板屋ふるさと館前	⇒	脇山小学校前
9:10発	⇒	9:40着
13:40発	⇒	14:10着
脇山小学校前	⇒	板屋ふるさと館前
12:40発	⇒	13:10着
16:40発	⇒	17:10着

一部変更



○脇山方面(土曜日)

板屋ふるさと館前	⇒	脇山小学校前
9:10発	⇒	9:40着
14:20発	⇒	14:50着
脇山小学校前	⇒	板屋ふるさと館前
12:40発	⇒	13:10着
16:40発	⇒	17:10着

○那珂川方面(木・日曜日)

板屋ふるさと館前	⇒	中ノ島公園
9:40発	⇒	10:00着
15:20発	⇒	15:40着
中ノ島公園	⇒	板屋ふるさと館前
10:30発	⇒	10:50着
16:10発	⇒	16:30着

一部変更



○那珂川方面(木・日曜日)

板屋ふるさと館前	⇒	中ノ島公園
9:40発	⇒	10:00着
15:30発	⇒	15:50着
中ノ島公園	⇒	板屋ふるさと館前
10:30発	⇒	10:50着
16:20発	⇒	16:40着

(2)協議状況

・ダイヤ改正内容については、地域、交通事業者、福岡市で構成される「板屋脇山線乗合タクシー連絡協議会」(令和5年3月2日開催)にて、合意が図られている。